令和６年第１回　飯塚市議会会議録第５号

　令和６年３月５日（火曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第１３日　　３月５日（火曜日）

第１　一般質問

第２　議案に対する質疑、委員会付託

１　議案第　１号　令和５年度 飯塚市一般会計補正予算（第９号）

（　総務委員会　）

２　議案第　２号　令和５年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第３号）

（　経済建設委員会　）

３　議案第　４号　令和６年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算

（　協働環境委員会　）

４　議案第　５号　令和６年度 飯塚市介護保険特別会計予算

（　福祉文教委員会　）

５　議案第　６号　令和６年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算

（　協働環境委員会　）

６　議案第　７号　令和６年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算

（　経済建設委員会　）

７　議案第　８号　令和６年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算

（　経済建設委員会　）

８　議案第　９号　令和６年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算

（　経済建設委員会　）

９　議案第１０号　令和６年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算

（　経済建設委員会　）

10　議案第１１号　令和６年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算

（　経済建設委員会　）

11　議案第１２号　令和６年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算

（　経済建設委員会　）

12　議案第１３号　令和６年度 飯塚市水道事業会計予算

（　経済建設委員会　）

13　議案第１４号　令和６年度 飯塚市工業用水道事業会計予算

（　経済建設委員会　）

14　議案第１５号　令和６年度 飯塚市下水道事業会計予算

（　経済建設委員会　）

15　議案第１６号　令和６年度 飯塚市立病院事業会計予算

（　経済建設委員会　）

16　議案第１７号　飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を

　　　　　　　　　改正する条例

（　総務委員会　）

17　議案第１９号　飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

（　協働環境委員会　）

18　議案第２０号　飯塚市グラウンドゴルフ場条例

（　協働環境委員会　）

19　議案第２１号　飯塚市青少年問題協議会条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の一部

　　　　　　　　　を改正する条例

（　福祉文教委員会　）

20　議案第２２号　飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

（　福祉文教委員会　）

21　議案第２３号　飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例

（　福祉文教委員会　）

22　議案第２４号　飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

の一部を改正する条例

（　福祉文教委員会　）

23　議案第２５号　飯塚市保健センター条例の一部を改正する条例

（　協働環境委員会　）

24　議案第２６号　飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する

条例

（　協働環境委員会　）

25　議案第２７号　飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例

（　協働環境委員会　）

26　議案第２８号　飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置

　　　　　　　　　に関する条例

（　経済建設委員会　）

27　議案第２９号　飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例

（　経済建設委員会　）

28　議案第３０号　飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例

（　経済建設委員会　）

29　議案第３１号　飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

（　総務委員会　）

30　議案第３２号　財産の譲渡（旧山口コミュニティセンター建物）

（　福祉文教委員会　）

31　議案第３３号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）

（　経済建設委員会　）

32　議案第３４号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）

（　経済建設委員会　）

33　議案第３５号　市道路線の廃止及び認定

（　経済建設委員会　）

34　議案第３６号　市道路線の認定

（　経済建設委員会　）

35　議案第３７号　専決処分の承認（令和５年度 飯塚市一般会計補正予算（第８号））

（　総務委員会　）

第３　請願の委員会付託

１　請願第　５号　飯塚市議会の議員定数について市民の意見を聴くことを求める請願

（　議員定数のあり方に関する調査特別委員会　）

２　請願第　６号　飯塚市議会の議員定数のあり方の調査及び定数削減議案の審査にあ

　　　　　　　　　たり意見交換会の実施を求める請願

（　議員定数のあり方に関する調査特別委員会　）

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（江口　徹）

　これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。１２番　田中英美議員に発言を許します。１２番　田中英美議員。

○１２番（田中英美）

　通告に従って、「飯塚市職員の派遣等について」、特に幹部職員の派遣について、質問をさせていただきます。

　また、再任用につきましても関係がありますので、併せて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

　また、年金の支給年齢の関係から、再任用制度が導入されまして、併せまして、退職年齢も段階別に延長されるところでありますが、退職後、市発展のために、長年の経験を生かし、再任用職員として勤務され、大変お忙しい中と思いますけれども、もう一頑張りしていただきますようよろしくお願いいたします。

それではまず、派遣の目的についてでありますが、市が職員を各所に派遣されていますが、目的についてお尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　職員の派遣につきましては、人材育成を目的とした研修派遣、本市が構成団体の一部であります一部事務組合の円滑な運営を図ることを目的とした一部事務組合への派遣、地方自治法の規定に基づく災害発生時等における災害市区町村等への派遣、それから公益的法人等へ地方公務員の派遣等に関する法律に基づいた関係法人への派遣がございます。

○議長（江口　徹）

　１２番　田中英美議員。

○１２番（田中英美）

　派遣職員の対象者には、どのような職員がおられるのか、また、人数はどのぐらいか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　人数につきましては、現時点での人数でお答えをさせていただきます。研修派遣におきましては、経済産業省及び九州経済産業局にそれぞれ正規職員を１名、福岡県に正規職員を３名、計５名を派遣いたしております。一部事務組合への派遣につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合に正規職員を１名、ふくおか県央環境広域施設組合に正規職員を８名、再任用職員を４名、福岡県自治振興組合、大野城の研修所でございますが、これに正規職員を１名の計１４名を派遣いたしております。法人への派遣につきましては、飯塚市社会福祉協議会及び飯塚研究開発機構に、それぞれ再任用職員を１名で、計２名を派遣いたしております。合計で正規職員１５名、再任用職員６名の２１名を派遣いたしております。

○議長（江口　徹）

　１２番　田中英美議員。

○１２番（田中英美）

　ただいま説明のあった正規職員は、人材育成を目的とした研修や一部事務組合の運営に資するため、現職の派遣は必要だというふうに思っておりますし、また、今後も、市行政発展のために続けていくべきだというふうに思っておるところでございます。ただし、特定法人への派遣につきましては再任用職員が２名ということですが、他にも市職員だった方が特定の団体に就職されていると思いますが、これは市職員の派遣ではないのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　質問議員が言われます特定団体への就職につきましては、市を退職され、市との雇用関係がなくなった退職者が、基本的に独立した団体等に就職をいたしておるものでありまして、本市からの派遣職員といったことではございません。

○議長（江口　徹）

　１２番　田中英美議員。

○１２番（田中英美）

　市の幹部職員だった方が市を退職されて、独立した特定の団体に就職されたものであり、本市の派遣職員ではないという答弁でありますが、よろしければその特定団体に就職された方の年齢、定年退職されてすぐなのか、また、市を退職されて就職されたとの答弁でありますが、この就職について全く市はタッチしていないのでしょうか、お尋ねいたします。

特に、派遣職員であれ、再任用職員であれ、市の幹部職員だった方々を飯塚市と密接な関係のある諸団体へ再就職、派遣されている現状は、市民にとって天下り、また、幹部職員の居場所づくり、また、市から来られる場所と言ったような話も聞くところでありますが、こういう誤解を招くおそれがあると思いますが、それは俗に言う天下りということに該当しないのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　退職者の再就職先につきましては、地方公務員法により、飯塚市職員の退職管理に関する条例施行規則を定めており、課長補佐級以上の管理監督職員は、退職後２年間においては、再就職の状況について、市へ届け出ることを義務づけております。従いまして、退職後２年間となりますので、把握している年齢は６２歳までということになります。

令和５年度におきましては、再就職先として、飯塚市シルバー人材センター、ふくおか県央環境広域施設組合、それから民間会社、個人事務所設立の報告を受けております。団体等への就職につきましては、雇用する側のニーズと雇用される側の当事者間で判断をし決定される一般的な雇用形態であるものと考えております。

それぞれの団体等の事業目的、あるいは社会的役割を達成するために、効率的な事業の実施、組織運営を行うに際して必要とされる人材を確保されているものと考えておるところです。そのため、その採用そのものについても、各団体の手続により実施されているものでございます。これら団体等は当然のことながら、公的な性格を有しているものでありますので、長年にわたり行政において培われた経験や知識を活用するため、採用され、勤務されておるものと考えております。したがって、ご指摘の天下りには該当しないものと考えておるところです。

○議長（江口　徹）

　１２番　田中英美議員。

○１２番（田中英美）

　それでは再度お尋ねいたします。先ほどの答弁で、法人に対し、再任用者２名を派遣しているということでございます。１人は公益財団法人飯塚研究開発機構につきましては、福岡県・飯塚市から民間の寄附金によって運営をされているところでありますので、特に問題はないのではないかという思いをいたしておるところでございます。もう１人は社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会に幹部職員だった再任用者を派遣しているということでしたが、社会福祉協議会には年間７５００万円の補助金を出しており、また、市の監査対象法人でもあるというふうに思っておりますし、また、その上、事業運営面での指導・監督する立場にある社会福祉協議会に、再任用職員の給与まで市が払って派遣する根拠は何なのか。また、どのように派遣を決定されているのか。併せまして、再任用職員について、職務及び人事管理等についてお尋ねをいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　法人等への職員派遣につきましては、法人からの依頼により、公益的法人等への地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、その関係性や公益性から派遣を決定しておるところでございます。その後、候補者を推薦し、協定書を取り交わすといった流れになっております。給与につきましては、公益的法人等への飯塚市職員の派遣等に関する条例第４条において、派遣職員に対して、給与について定めがございますので、これに基づき支払いをいたしております。

社会福祉協議会への派遣についても同様でございまして、社会福祉協議会での派遣職員の職務は、常務理事として、法人の機関運営、業務執行の決定や監督などを行っております。質問者が言われますとおり、派遣職員につきましては、公平性の観点において十分に検討するとともに、法人等と派遣の必要性について協議を行いながら進めておるところでございます。

○議長（江口　徹）

　１２番　田中英美議員。

○１２番（田中英美）

　派遣先の役割と業務内容や勤務の形態はどのようなものか、また、派遣されている再任用職員の方の退職時の役職を教えていただきたいと思います。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　飯塚市社会福祉協議会への派遣職員の役割は常務理事で、業務内容は、法人の機関運営、業務執行の決定や監督などで、業務形態は月１７日の勤務でございます。飯塚研究開発機構への派遣職員の役職は業務主任で、業務内容は、施設整備の維持管理、目的外使用や研究開発室の入退去に関することなどで、業務形態は月１７日の勤務でございます。社会福祉協議会への派遣職員の退職時の役職は部長級、飯塚研究開発機構への派遣職員の退職時の役職は課長級でございました。

○議長（江口　徹）

　１２番　田中英美議員。

○１２番（田中英美）

　部長職とそれ以外の職員では、派遣先での役職が異なる理由は何なのか。また、派遣職員はどのように決定をされているのか、お願いいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　派遣先から役職が提案をなされ、協定書及び確認書において取決めを締結し、派遣を決定するものでございますが、業務内容や法人の運営等を勘案され、その役職が定められているものと考えております。また、派遣職員の決定につきましては、派遣先の業務内容を勘案し、これまでの職責等を踏まえ、派遣職員の候補者について選定をいたしておるところでございます。

○議長（江口　徹）

　１２番　田中英美議員。

〇１２番（田中英美）

派遣職員は市役所以外にも行くわけでありますが、その事業所等の円滑な運営を行うなど、心構えが必要ではないかというふうに思っております。派遣前の心構えとか、指導とか教育がなされているのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　ここでは再任用職員の派遣についてお答えをいたします。これまでの行政経営により培った知識や能力等をそれぞれの立場で発揮していただけるものと考えておりますが、派遣前の教育といたしましては、翌年度に再任用職員として新たに採用予定の職員を対象に、再任用職員としての業務を円滑に遂行するための心構えやモチベーション向上、良好なコミュニケーションの推進を目的とした再任用職員研修を実施しておるところでございます。

○議長（江口　徹）

　１２番　田中英美議員。

○１２番（田中英美）

　派遣職員については、事前にいろいろ指導とか教育とか打合せということがされたということでありますが、派遣職員に関して、派遣先からの苦情はあっているのか、いないのか、また、苦情があった場合、どのように対処をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　職員の苦情等は人事課に寄せられるケースもございますが、派遣先から派遣している職員に対する苦情等は、人事課において把握しているものは現状ございません。人事課に寄せられた一般的な苦情等については、担当部署や当該職員等の関係者から事情等を確認し、必要に応じまして、所属を通じて指導や注意を行うことになると考えております。

派遣職員の服務等に関する苦情等につきましては、派遣先の服務規程等に基づくこととなっておりますので、当該法人等の職員同様、それぞれの法人や団体の定めの中で、その対応がなされるものと考えております。

○議長（江口　徹）

　１２番　田中英美議員。

○１２番（田中英美）

　各法人からの苦情は特に入っていないということですが、本当に苦情はなかったのか、再度お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　各法人からの苦情等につきましては、人事課で把握いたしておるものはございません。

○議長（江口　徹）

　１２番　田中英美議員。

○１２番（田中英美）

　苦情がないということでございますが、派遣職員に関する協定書の８、「分限及び懲戒」の（２）により、飯塚市に苦情の申入れをしておるという思いを持っております。どういう苦情かということにつきましては、一まとめで言いますと、具体的な内容でありますが、派遣先の会長、理事長を陥れ、解任するために、印象操作、俗に言う不正操作、要するに、自分の主張に合ったコメントや自分にとって好都合になるような情報を流し、あたかも自分たちの主張したいことが真実であるというような印象を人に与える手法、つまり、人の印象操作であります。これは派遣先の一職員と２人で組んで、非常にこそくな方法で各理事の家を回ったり、また、法や定款を無視し、勝手に何でもすると、先ほど説明があったような職務意識が全くないということで、再度、その申入れを見ていただき、確認をしていただき、探していただき、早急に対処をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　派遣職員の服務等に関する苦情等につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、派遣先の服務規程等に基づくこととなっておりますので、当該法人等の職員同様、それぞれの法人や団体の定めの中で、その対応がなされるものと考えております。その際、派遣先から市のほうに協議が求められましたら、適切に対応したいと考えております。また、質問議員が言われました内容の苦情等につきましては、改めて確認をいたしたいと思います。

○議長（江口　徹）

　１２番　田中英美議員。

○１２番（田中英美）

　ただいま適切に対応するとの答弁でありますが、対応されていないので、その申入書を再度確認して、適切に対応していただきますよう再度お願いをいたします。また、再任用職員を派遣する場合は、やはりきちっと指導、心構え等、教育を十分実施し、派遣先の業務内容等について問題がないかを確認すべきというふうに思っておるところでございます。

また、派遣職員の給与についてお尋ねいたしますが、再任用職員を派遣している派遣先とは協定書を締結されているということであります。その職員の給与については、どのように規定されているのかをお尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　協定は派遣している団体ごとにそれぞれ行っておりますので、その内容は同じではございませんが、派遣職員の給与につきましては、市が負担し支給することとなっております。なお、市から支給しない一部の手当につきましては、法人の関係規定を適用し、法人が負担することとなっております。給料につきましては、飯塚市職員の給与に関する条例に基づき支給をしており、今回でいう社会福祉協議会の派遣職員につきましては、行政職給料表の再任用職員４級で、額は２７万５６００円、飯塚研究開発機構の派遣職員は、行政職給料表の再任用職員３級で、額は２５万６２００円に格付し、いずれも１７日のパートタイム勤務として、その８割を支給いたしております。

○議長（江口　徹）

　１２番　田中英美議員。

○１２番（田中英美）

　再任用者の給与は、退職時の役職によって決められ、部長職で退職した場合は、他の再任用職員の上の級に位置づけられておるというふうに思っておるところでありますが、再任用者は退職前の履歴で給与の格付がされておりますので、給与で、その効果、または功績等は上の段階に位置づけられたところでありますので、あと肩書とか役職等はもう退職された場合については必要ないのではないかなという思いがしますが、いかがでしょうか。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　給与の格差につきましては、退職時の役付によって格差がついておるものではございません。各法人からの業務内容やその職責の度合いにより給与格付を行っておるものでございます。

○議長（江口　徹）

　１２番　田中英美議員。

○１２番（田中英美）

　次に、派遣でなく市役所の中に、幹部職員であった再任用職員が配置、俗に言う行政経営参与といったような肩書で配置されております。これらの業務内容を教えていただきたいと思いますし、この必要性について、後任の部長もおられるので、役職は必要ないのではないかなと。再任用は本人の希望に基づいて実施しなければならないということでございますので、この点についてお聞きいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　再任用職員の給与は行政職で申し上げますと、飯塚市職員の給与に関する条例に基づき、行政職給料表の再任用職員３級に格付することとなっております。ただし、職務の困難性や責任の度合いの高い業務を担う再任用職員につきましては、行政職給料表の再任用職員４級に格付することとなっております。

議員が申されます参与職につきましては、これに該当するものであります。参与職につきましては、その時々の必要性に応じて、各部の特命事項を担任していただくことで配置をいたしておりますので、定型的な役職ということでは考えておりません。

○議長（江口　徹）

　１２番　田中英美議員。

○１２番（田中英美）

　最後になるわけでありますが、公務員は全体の奉仕者であり、行政は公平・公正な運営が求められているところであります。同じ市役所を退職した再任用職員を派遣するのは、法令等に基づいて行われているので、派遣先の役職、肩書を希望するのはいかがなものかなと。これについてはしてないということでありますが、聞きますと、この場所は市のお偉いさんの場所といったような各団体で耳にすることもあるところでございます。

派遣先は市から補助金の交付を受けており、市のほうからいろんな条件を提示されると、断れないといった声もあります。また、そういった関係から派遣される職員の苦情も言いにくいのではないかというふうに感じておるところでございます。そういったことによると、天下りでなくても、天下りと誤解を招くような派遣等はやめるべきではないかなと思っておるところでございます。

最後になりますが、市の幹部職員が派遣されている社会福祉協議会は福祉事業が目的であります。全て適法・適正、しかも公平・公正にして、民主的に運営がなされているところでございます。先ほど申し上げましたように、派遣先で組織や運営を混乱させたり、また、派遣職員を受入れた団体は非常に迷惑と思っておりますので、再度、苦情申入書を確認していただき、協定書に基づき、即刻対応していただくことを申し添え、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（江口　徹）

　暫時休憩いたします。

午前１０時２６分　休憩

午前１０時３５分　再開

○議長（江口　徹）

　本会議を再開いたします。１３番　田中裕二議員に発言を許します。１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　私が最後でございますので、どうかよろしくお願いいたします。質問通告に従い一般質問をいたします。今回は「おくやみコンシェルジュについて」、「飯塚市ＬＥＤ防犯灯設置事業について」、以上２点について質問をいたします。

　初めに、「おくやみコンシェルジュについて」でございますが、コンシェルジュとは、もともとフランス語で、集合住宅の管理人という意味の単語でございましたが、徐々に解釈が広がり、ホテルの宿泊客の観光スポットの案内、チケットの準備、さらに旅行のプランニングなど、あらゆる要望に対応する総合世話係といったような職務を担う人の職種名として使われるようになりました。近年では、ホテル以外にも病院や駅、レストラン、デパート、高級マンションなどに活躍の場を広げております。最近、このコンシェルジュが、特におくやみの際に、各種手続のサポートをするために、おくやみコンシェルジュを設置されている自治体が増えてきております。なぜ、そのような取組をされているのか、有用であれば飯塚市でもコンシェルジュの配置をぜひとも検討していただきたい。このような思いから、この質問をさせていただきます。

まず初めに、飯塚市におきまして、年間どのくらいの方がお亡くなりになっておられるのか、過去３年間の実績についてお尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　本市に住民票があり、亡くなられた方について、過去３年間で申し上げますと、令和２年度は１５８８人、令和３年度は１７２５人、令和４年度は１８８３人となっております。

○議長（江口　徹）

　１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　大体１５００人から１８００人、今のご答弁によりますと、若干の増加傾向にあるようでございますが、令和４年度では１８８３人、１日平均にいたしますと、１日５．１５人の方が亡くなり、また、日曜、祭日、年末年始、お盆休みなどを除きますと、１日平均約８人の方がご家族の死亡に際しての手続に来庁されているということに、平均すればなると思いますが、ご遺族の方は、家族の死亡に際しまして、どのような手続等が必要なのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　市役所内での主な手続としましては、住民票の変更や健康保険証の返還など、複数の手続がございます。

○議長（江口　徹）

　１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　複数の手続が必要ということでございますが、これは故人さんによって数が違ってくると思いますが、大体、何種類ぐらいの手続が必要なのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　お亡くなりになられた方の状況により様々ではございますが、７５歳以上の方で約６項目、約１２種類のお手続が必要と考えられます。

○議長（江口　徹）

　１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　この手続をしなかったらどうなるのか。また、お亡くなりになられた方が、身内が一人もいないような方もいらっしゃると思いますが、そのような場合、その手続を誰がされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　住民票の変更につきましては、死亡の届出をされた際に、世帯主の変更などの住民異動のお手続を同時にしております。また、国民健康保険と後期高齢者医療保険の葬祭費の支給申請につきましては、葬儀を行った日の翌日から２年以内が期限となることなどから、遺族の方におくやみガイドブックに沿ってお手続をお願いしているところでございます。

身内が一人もおられない方がお亡くなりになられた場合は、死亡の届出をされた際に、住民異動処理を行いますので、お手続はその住民異動をもって終了することとなります。

○議長（江口　徹）

　１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　それでは、お亡くなりになられた際のお手続について、ご遺族がスムーズに手続ができるように、現在どのような配慮をしておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　手続につきましては、お亡くなりになられた方の状況により様々でございますので、ご遺族の不安や負担を軽減し、スムーズに手続を行っていただけるよう、市役所内での手続のほか、一般的な死亡後の手続について、必要書類や問合せ先を１つにまとめた冊子、おくやみガイドブックを令和４年度より作成をして、ご遺族の方などへお渡しをしております。できるだけ分かりやすく各種手続が行えるように、効率的なワンフロアサービスも行っておりますし、さらに、総合案内を設置し、関係部署へのご案内も丁寧に行っているところでございます。

○議長（江口　徹）

　１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　令和４年度より、おくやみガイドブックを作成して、お渡しをしていると。私も先日いただきましたけど、非常に丁寧に書かれてあって、これは本当に便利がいいなと思っております。丁寧な対応をされているようでございますが、それでも苦情、要望等が寄せられてはいないのか、この点はいかがでしょうか。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　総合案内では約６人体制で関係部署へのご案内も行っておりますので、現在のところ、苦情等はございません。

○議長（江口　徹）

　１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　苦情等はないということでございます。私は今回この質問をさせていただこうと思ったのが、令和４年９月に、家族の方がお亡くなりになって、その手続に来られた方からの相談でございました。令和４年９月ということは、先ほど言われましたおくやみガイドブックを作成した以降でございますので、おそらく、このご遺族の方もこのガイドブックは頂いたと思います。それでも、そのときの相談内容は、手続に半日かかったと。何でこんなに時間がかかるんやろうかと。もっと時間が短縮できないのかという相談でございました。そこで、私もインターネット等でお調べをしましたところ、先進自治体では、おくやみコンシェルジュを配置している自治体がございますし、年々増えてきております。

そこでお尋ねいたしますが、どのような自治体が、このおくやみコンシェルジュを設置されているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　私どものほうでお調べをしたところ、１人の担当者が全ての手続をサポートする、全国的にも珍しい取組として、三重県の津市がおくやみコンシェルジュのサービスを行っておられます。また、県内では、宗像市と古賀市がおくやみコンシェルジュの配置をされているようでございます。

○議長（江口　徹）

　１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　今、おっしゃいました三重県津市、また、県内では宗像市、古賀市が設置されているということでございますが、このおくやみコンシェルジュを配置することにより、手続に係る時間も短縮され、ご遺族の負担軽減につながっているというような報告も上がっております。今、おっしゃいました三重県津市、これは令和５年８月からおくやみコンシェルジュを設置されております。そのことが新聞記事で掲載されておりますので、その記事の内容を若干紹介させていただきます。

　相続税の申請や住民票の変更、家族が亡くなった後の手続は多岐にわたり複雑だ。

　津市は、遺族の負担を軽減しようと、約２６種類もの申請手続をワンストップで受け付けるおくやみコンシェルジュのサービスを始めた。１人の担当者が全ての手続をサポートするのは全国的にも珍しく、利用者からは、「以前は半日かかっていた手続が、１時間で終わった」との声が上がっている。

　津市では、これまで世帯主の変更は市民課、国民健康保険の資格喪失届は保険医療助成課、各種手帳の返還届は障がい福祉課といったように、遺族は平均６件から７件の手続のために市役所の各部署を行ったり来たりする必要があった。８月１日から、市役所の本庁舎１階に専門の窓口を設け、常駐するコンシェルジュが遺族に付きっきりで手続に対応している。

　各種の書類に、故人の情報などを何度も記入するケースは少なくなかったが、そうした手間を省く工夫もしている。死亡届が提出されると、市は翌日に死亡者リストを作成し、各課が必要な手続を調査する。遺族から問合せがあれば、手続に必要な書類などを案内している。各部署の情報は、コンシェルジュと共有される。窓口を訪れた遺族は、資料の確認とサインだけで済むこともあるという。

　水道の閉栓（水道の栓を閉めること）など、本庁舎以外で取り扱う手続についても案内する。

　８月末までの１か月間、開始してからの１か月間で、６６人の遺族がコンシェルジュを利用した。利用者からは、「時間が短縮できてありがたい」、「何度も番号札を取って待たなくていい」、「いろいろ相談できて安心する」などの意見もあった。

　このように紹介されております。飯塚市におきましても、このおくやみコンシェルジュの導入をぜひとも検討していただきたいと思いますが、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　先ほどの答弁と重なりますが、ご遺族の不安や負担を軽減し、スムーズに手続を行っていただけるようおくやみガイドブックを作成しており、毎年分かりやすい掲載内容に見直すなどの工夫を図っております。さらに、本庁舎１階には総合案内を設置し、関係部署へのご案内等を行っているものでございます。議員がおっしゃいますコンシェルジュの配置等につきましては、今後、他自治体の動向を見てまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　死亡後の手続は、死亡された方の状況により様々で、複雑なものだと思います。特にご高齢なご遺族の方には、待ち時間の長さや申請書の作成など負担が大きいのではないでしょうか。先ほど述べましたように、津市では、利用者からは、以前は半日かかっていた手続が１時間で終わったといった声も上がっております。私も先ほど紹介しました、令和４年９月に亡くなられた方も半日かかったということでございますが、このコンシェルジュを置くことによって、津市では１時間でできるようになったと言われております。十分な効果が期待できると思います。手続の負担が軽減できますように、近隣でも宗像市や古賀市も実施されておりますので、そのような先進自治体の取組も参考にしていただき、このおくやみコンシェルジュの配置などについて、ぜひとも検討していただき、ご遺族の方に寄り添った丁寧な対応をしていただきますようお願いいたしまして、この質問を終わります。

　次に、「飯塚市ＬＥＤ防犯灯設置事業について」、質問をいたします。今定例会の最初の一般質問がこの防犯灯、最後の質問も防犯灯でございますので、よろしくお願いいたします。言いましたように、先日、同様の質問がございましたので、重複する点もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

　まず最初に、本事業の概要についてお尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　ＬＥＤ防犯灯設置事業の概要についてご説明をいたします。合併前に設置されていた防犯灯につきましては、自治体が設置したものと自治会、地域が設置したもの、また、それらに対する補助制度が様々でございましたので、これを平成２０年に、管理の区分及び補助制度を統一したところでございます。

　その後、平成２５年度に環境省の補助事業を活用し、市所有の防犯灯をＬＥＤ化することとし、併せて各地域で管理される防犯灯のＬＥＤ化を提案させていただき、同意をいただいた中で、自治会分を併せて、平成２６年度からＬＥＤ防犯灯設置事業を開始させていただいております。

　本事業は、各自治会が所有している防犯灯を、市が一旦お預かりし、市の所有物としてリース会社と契約をし、リース料の一部負担として、自治会には１本当たり３千円を負担していただき、全ての防犯灯のＬＥＤ化を行ったものでございます。本リース事業は１０年間であるため、その間は新設、取替え等の業者との手続は市が行い、自治会には故障や不点灯の管理を行っていただいております。また、新規設置要望等がございました場合には、設置費の一部を分担金として頂いておるところでございます。

○議長（江口　徹）

　１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　私も隣組長をいたしましたし、今年度もしておりますけれども、以前、組長をしていたときに、隣組の中にありました街灯が切れたときに、切れていますよという連絡がありましたら、電球を買いに行って、脚立を持って、電柱に登って替えておりました。このリース事業の間は、業者の方がその電球も取り替えていただいて非常に便利でございました。

　リース期間終了後は、市の直営方式へ方向転換することが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　令和６年３月をもってリース契約が終了することから、現在使っておりますＬＥＤ防犯灯の照度が７０％相当に低下すると言われる約１４年間、年度で言いますと令和９年度までは、市が不測の事態の対応や新設・修繕等を行ってまいることといたしております。直営方式といったことでは考えておりませんが、この間におきましては、基本的に従来どおりの運営を行うというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

　１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　令和９年度までは、市が不測の事態の対応や新設・修繕等を行ってまいりますという答弁でございましたが、それ以降はどのようにされるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　現時点におきましては、１４年間、いわゆる令和９年度までの間、市で管理している間に、自治会等とそれに関する協議を行っていき、新しい制度の見直し、あるいは制度の維持について、ご協議をいただくことといたしております。

○議長（江口　徹）

　１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　先日の一般質問でもございましたが、市内に設置されている防犯灯にも、市が設置する分と自治会等、地域が設置する分に分かれておりますが、その区分についてお尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　区分の考え方といたしましては、原則、自治会等の地域が設置・管理を行うこととし、自治会境や住家がないなど、自治会が管理しにくい場所を市が管理することといたしております。具体的には、周辺に集落がなく、通学路となっている道路や、周辺に集落がなく、公共交通機関の乗降場への通り道となっている徒歩による利用者が多い道路。周辺に集落がない場合に、新設または改良された徒歩による利用が多い道路。周辺に集落がなく、開発行為により徒歩による利用が増えた道路。自治会境または自治体境にあり、徒歩による利用者が多い道路といたしております。

○議長（江口　徹）

　１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　この防犯灯に関して、先日、自治会長から防犯灯に関するアンケートに答えてくれということが来たよというお話をいただきました。どのようなアンケートなのか、その内容、また結果はどのようになったのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　昨年１０月に、今後の防犯灯の在り方について、それから、これまでのＬＥＤ防犯灯設置事業の成果を確認するために、全自治会長２７１名を対象にアンケートを行い、１９５名から回答をいただいております。回答率は７２％でございます。

　アンケートでは、大変多くの意見をいただき、今後のＬＥＤ防犯灯設置事業についての在り方を考える上で、大変参考となる重要なものとなりました。ＬＥＤについては、電球の取替えなどの手間が減ったことや、電気料金が下がったことなどの意見が多く、運営については満足しておるとの意見が多くございました。当該事業は一定の成果があったものと捉えております。

　一方、自治会の加入者が減っている中で、防犯灯の電気代を自治会加入者のみで負担するのは不公平との意見が見受けられました。また、自治会加入者の高齢化が進んでおり、自治会自体の解散などの問題があった場合、防犯灯の管理上の問題も起きるのではないかといったご意見も寄せられておるところでございます。

○議長（江口　徹）

　１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　今、ご答弁のあった最後の部分、自治会加入率が減少している中で、加入者の負担が増えている、増えるようになる。また、自治会が解散したとき、どうなるのか。こういうような意見が出されたということでございますが、本当にそのとおりだと思っております。このアンケートの内容の中に、防犯灯の管理は、市が管理したほうがよいか、自治会が管理したほうがよいかとの質問があったと思いますが、飯塚市が管理するようになれば、どのように変わっていくのか。また、この質問に対して、管理は市がしたほうがよいのか、自治会がしたほうがよいのかという質問に対しては、どのような回答が多かったのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　質問議員が言われましたとおり、アンケートの中に、今後の防犯灯の維持管理についてどのように考えているかという質問を設けておりました。結果としましては、これまでどおり自治会所有で、不点灯などは市が対応するとの回答が４０％、自治会が管理し、市が補助金を出すとの回答が１１．３％、市が全ての維持管理をするとの回答が３３．３％、リース会社に委託するとの回答が１０．３％でございました。自治会が所有・管理していくとの考えにおられる自治会が５１．３％ということになっております。

　また、市としても防犯灯を管理していくということになりますと、少なくとも、現在、自治会の要望にある新設防犯灯については、設置の必要性の検討など、それら全てをお受けすることが困難になることが想定されますし、既存の防犯灯についても、一部の見直しがなされることが必要であるというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

　１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　今のご答弁の中で、ちょっと確認でございますが、市が管理をするようになった場合には、想定されることとして、既存の防犯灯について一部見直しが行われるケースがある。また、自治会等の要望による新設防犯灯については、設置の必要性が検討され、全てをお受けすることが難しいかもしれないというご答弁でございますが、これは言ってみれば、現在は自治会長が設置を希望すれば、全部設置ができている状況ですよね。それが、市が管理するようになると、そこは必要がないのではないかと判断すれば、設置ができない。現在、ついている防犯灯も、ここは必要ないよねと思ったところは取り外すこともあり得るというような答弁でよろしいですか。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　質問議員が言われますとおりでございます。防犯灯につきましては、市が直接管理しておる部分と、市民協働の中で地域づくりの一環として、地域の一部ご負担の中で、地域が自主的に設置していただいている防犯灯がございます。これを全て市が管理ということになりますと、一定の基準を設けた中で設置を行ってまいりますので、そのような事態が生じるのではないかというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

　１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　この防犯灯の管理は、市が行ったほうがいいのか、自治会が行ったほうがいいのかというアンケートに対して、私は、それはもう市が全部管理していただきたいという答えが圧倒的に多いだろうと思っておりましたが、今の部長の答弁、そして、さっき言われました、自治会が所有・管理していくことが望ましいと思っていらっしゃる自治会が一番多かったということは、ちょっと意外な結果でございましたが、自治会が管理するとして、近年、隣組ごと自治会を脱会するようなところも増えてきております。隣組ごと脱会された地域で設置してあった防犯灯は、おそらく電気代は払われないでしょうから、その防犯灯はどのようになるのでしょうか。つかないまま、また、取り外す、そういったこともあり得るということなんですか。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　防犯灯につきましては、安心・安全に関する地域の取組として、自治会や隣組において管理等をお願いしておりますことから、まずは、自治会を含めた地域での対応をお願いしたいと考えておるところでございます。

○議長（江口　徹）

　１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　隣組ごと抜けられた場合の街灯は、電気代を払っていないから点灯していないですよね。そして、その街灯は取り外されるのか、そのままなのか、この点の答弁がなかったように思いますが、これはどうですか。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　現時点でそのような対応についての決め事を、市では、決定はいたしておりませんけれども、現実的な対応といたしましては、当然、自治会が設置していらっしゃいます街灯でございますので、電気料金が止まった際には、まずは止まってしまうという現実があると思います。その後の対応につきましては、まずは、先ほどから申しておりますように、地域で一度協議をいただきたいというのが方針でございます。その後、安全上の問題で必要な街灯が点灯しないといったことにつきましては、市のほうで協議をさせていただくといった流れになるのではないかなというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

　１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　先日の一般質問でもございましたように、自治会で新設した場合には、負担は１万５千円で済みますが、個人で設置した場合は、何かしらの補助金のようなものはあるのか、この点はいかがでしょうか。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　個人で設置した場合には補助金等はございません。

○議長（江口　徹）

　１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　この防犯灯につきましては、自治会加入者と未加入者との不公平感や電気料の負担の困難さを、自治会のほうから意見として聞くのですが、電気料を含め今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　防犯灯の設置費や電気料金等の費用負担につきましては、答弁いたしておりますとおり、防犯灯に関する自治会アンケートの調査結果にも表れておりますとおり、市といたしましても今後の課題として十分に認識をいたしております。しかしながら、自治会等が地域の安全を確保するために、防犯活動として様々な活動を行っておられますが、夜間の犯罪防止や通行人の安全対策であります防犯灯設置についても、地域の主体的な防犯活動の一つとして現状では取り組んでいただいていると認識をいたしております。

市として、こうした地域の防犯活動を支援する観点から、市としては協働のまちづくりや地域コミュニティーの活性化を推進する観点から、自治会等の活動支援に取り組んでまいりますとともに、防犯灯の事業につきましても、現行の制度を基本として、よりよい事業の在り方について、自治会等と十分に協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１３番　田中裕二議員。

○１３番（田中裕二）

　先ほども述べましたけども、自治会加入率も年々減少し、現在、５０．１７％ということでございます。もう約半数の方が未加入という状況だと思います。また最近では、先ほど言いましたように、隣組ごと自治会を脱会されるケースも増えてきております。防犯灯の自治会管理の場合は、自治会加入者の負担が増加する一方であります。今、ご答弁がありましたように、自治会との協議を進めていただきますようにお願いをいたします。

また、特に電気代でございますが、電気代につきましては、ぜひとも、市が負担していただきたいと思います。そのような協議すべきことがたくさんございますので、不公平感を持たれないようにしっかりと協議をしていただきますようお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（江口　徹）

　これをもちまして、一般質問を終結いたします。

　暫時休憩いたします。

午前１１時０７分　休憩

午前１１時２０分　再開

○議長（江口　徹）

　本会議を再開いたします。

　「議案第１号」、「議案第２号」、「議案第４号」から「議案第１７号」までの１４件及び「議案第１９号」から「議案第３７号」までの１９件、以上３５件を一括議題といたします。

ただいまより議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第５１条に基づき簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第５２条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。

「議案第１号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　補正予算書の９ページ、歳出ですけれども、鯰田の遊水池関係の新設工事は３億７３０万円の減額となっています。事情をお伺いいたします。

○議長（江口　徹）

　農業土木課長補佐。

○農業土木課長補佐（中野幾一郎）

　本工事の減額につきましては、当初、本工事の事業計画としまして、令和４年度に必要となる事業用地を取得し、令和５年度から令和７年度までの３か年において工事を完成させる計画となっておりました。この計画に基づき、令和４年度より事業用地取得に向け、土地所有者との協議を進めてまいりましたが、登記名義人が既に亡くなられているなど相続登記がなされていない土地が２筆あり、相続人の調査を行ったところ、市内や県外に多数存在されていたことから、連絡や説明に多大な時間を要し、事業用地取得に至らなかったため、本年度の工事発注が見込めず、工事費の減額をしたものでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　同じく９ページ、防災重点ため池地震・豪雨耐性評価委託料に６０６０万円が計上されています。説明をお願いします。

○議長（江口　徹）

　農業土木課長補佐。

○農業土木課長補佐（中野幾一郎）

　本件についての増減の理由といたしましては、増額しております１１００万円につきまして、当初、２４か所分の調査委託料として令和６年度の当初予算に計上する予定としておりましたが、早期に防災対策を図ることを目的とした「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、国の補正予算が組まれ、本事業も対象となったことから、令和６年度実施予定でありました調査委託料が前倒しにて交付されたことによる増額となっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　１０ページ、防災重点ため池劣化状況評価委託料１１００万円、今、そのことを答弁されたんですか。

○議長（江口　徹）

　農業土木課長補佐。

○農業土木課長補佐（中野幾一郎）

　そうでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　分かりました。

それで、９ページのほうに６０６０万円の委託料の計上があるんですけれども、これについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（江口　徹）

　農業土木課長補佐。

○農業土木課長補佐（中野幾一郎）

　この委託の増額しております６０６０万円につきましては、当初、７か所分の調査委託料として令和６年度の当初予算に計上する予定としておりましたが、早期に防災対策を図ることを目的とした「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が制定され、これに基づき、国の補正予算が組まれ、本事業も対象となったことから、令和６年度実施予定であった調査委託料が前倒しで交付されたことにより、増額となっております。

○議長（江口　徹）

　質疑を終結いたします。

「議案第２号」については、質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

　「議案第４号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　まず、歳入についてです。予算書の２７６ページ、国民健康保険税です。国民健康保険税は市民にとって大きな負担の一つです。物価高騰の中でもあり、ぜひ引き下げてほしいとの声が多くあります。新年度予算では引下げにはなっていないようです。説明を求めます。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　税率につきましては、国保運営協議会で市長からの諮問を受け、３回の協議会を開催し、据置きの答申を受けております。協議会の中では、現在の国保の運営状況や基金の状況の説明、また、県からの標準保険料率の提示、来年度の納付金の決定を受けた今後の見通しをお示しし、今後２年間で約２億円の基金の取崩しを行って税率を据え置くことと決定しております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　２７８ページに繰入金があります。療養給付費等国県負担金減額分繰入金７６０４万７千円の事情を説明してください。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　この分の繰入れにつきましては、地方が単独で実施している医療費自己負担分の軽減事業、子ども医療、障がい者医療、ひとり親家庭等医療に係る国庫負担金の減額分について、一般会計にて負担をしているものでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　３医療について、国の負担金が減額になるというのは、どういう理屈ですか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　国のほうで、これは地方からずっと前から国のほうに要望しておりまして、その分で令和６年度から一部の、いわゆるカット分というのをなくすという方向になっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　国のその負担金の減額というのは納得がいかないわけですけれども、それを一般会計から繰入れをして、補塡対応するということなんですね。そういうことですか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　そのとおりでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　一般会計から繰入れをする場合の基準はどうなっていますか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　減額される予定を見積もりまして、その分を繰り入れることとしております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　一般に、一般会計から繰入れをする場合の基準をお尋ねしております。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　一般会計から繰り入れる場合には、決まったルール分がありますけど、この分は特にルールはありません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　国にその分を要求しないといけないと思うんですけど、本来は。この間に、負担金の国の減額分について、ペナルティーというふうにも言われたりすることもあるんですけど、本市においては、累積でどのぐらい負担金減額があっているか、分かりますか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　合併後しか分かりませんが、合併後、現在までで国保会計が負担していた総額が約２億９４００万円となっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　ちょっと待ってくださいね。国が減額した分があるでしょう。それは全額、本市の一般財源で補塡しているわけですか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　合併後のことを申しますと、平成２５年度から全額繰入れとなっておりまして、それ以前は５０％を繰り入れておりました。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　ですから私は、まず、国の負担金の減額分がどれぐらいかと聞いたんですよ。飯塚市がどれだけ補塡したかということを聞いたわけじゃないですよ。イコールではないということですから。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　今年度でしたら７６００万円を繰り入れておりますけど、その分の今までの合計ということでよろしいでしょうか。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　逆に言えば、本市発足後というお話がありましたけれども、平成１８年度から２４年度まで、補塡せずに当然ながら国民健康保険税で賄ったと思うんですよね。それで、その額を知りたいわけです。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　影響額としましては、合併後からは約１０億６千万円になっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　この１０億６千万円は国民健康保険に加入している方々の国保税に乗っていったわけですね。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　１０億６千万円の影響があっておりますけど、繰り入れた分もありますので、繰り入れた分が約９億６００万円ほどありますので、影響額としては、差引きの１億５千万円ぐらいかなと思っております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　平成１８年度から２４年度までは５０％しか市は対応してないというわけでしょう。今のお話だと９０％対応したような話になるんだけど、どうですか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　すみません、ちょっと計算間違いしておりまして、２億９４００万円になりますので―――。

○議長（江口　徹）

　暫時休憩いたします。

午前１１時３４分　休憩

午前１１時３７分　再開

○議長（江口　徹）

　本会議を再開いたします。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

予算書の２７８ページ、繰入金について、療養給付費等国県負担金減額分繰入金の７６０４万７千円について、先ほどから質問しておりますけれども、これは、市の独自の子ども医療などの対応のために打った政策であるから、国が負担金を減額すると。それを全額対応するための繰入れですという説明がありました。過去においては、この全額補塡というのは、平成２５年度からということですので、本市発足以来という点でいえば、平成１８年度から２４年度までの間はどうかと聞いたところ、市としては５０％対応していると、補塡しているということですので、市が補塡せずに、もうそれしかないわけですから、国民健康保険税として加入者の国民健康保険税に乗っていった額は合わせて幾らになるかと、この間にですね、という質問です。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　申し訳ありません。平成１８年度から２４年度まで、この間に国保会計が負担した金額としては、先ほど答弁しました約２億９４００万円となっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　私も聞き方がちょっと悪かったかもしれませんけど。

そこで次に、国民健康保険給付費等準備基金繰入金についてなんですけれども、１億１３１万９千円、この繰入れの考え方のところをお尋ねしたいと思います。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　国保準備基金繰入金についてですが、ここで財源調整をしておりまして、歳入歳出との差の分をここで取り崩して、歳入歳出の均衡をとっているところでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　その均衡の取り方なんですけれども、今年度末、令和５年度末残高はどうなっていますか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　令和５年度末で８億２２７３万２千円の見込みとなっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　そうすると、先ほど言った１億円余を取り崩すわけでしょうから、来年度末はどうなるんですか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　令和６年度当初予算では１億１３１万９千円を取り崩し、運用収入等がありますので、この分が６３２万１千円、これを積み立てます。年度末で合計して７億２７７３万４千円の残高見込みとなっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　本市においては、２年ごとに税率を決めて、基本的にその方向でいこうということなんですけども、そうすると、来年度が７億３千万円弱の基金と。そのさらにもう１年後の年度末はどうなりますか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　そこまでの見込みは現在のところ立てておりません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　そういうことはないんじゃないですか。国保運営協議会で２年くくりの試算をし、そして、基金がどれほど必要かということを諮って、今年度の税率を決めているわけですので、２年後の残高が分からないというのは、どういうことですか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　申し訳ありません。２年後も約１億円を取り崩す予定となっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　私が計算すると、６億３千万円程度というふうに引き算しましたけど、正確なところを答弁してください。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　国保運営協議会で示した資料ですけど、令和７年度末基金残高見込みで約７億２８００万円となっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　先ほどの答弁は、もう間違いだったということですか。令和６年度末のものというふうに言ったのは、実は令和７年度末のものであったということですか。

○議長（江口　徹）

暫時休憩いたします。

午前１１時４５分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（江口　徹）

　本会議を再開いたします。医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

午前中の質問についてお答えいたします。基金状況表におきまして、基金の推移についてご説明いたします。令和４年度末で９億３６０６万９千円、令和５年度末で８億２２７３万２千円、令和６年度末で７億２７７３万４千円となっております。運営協議会の資料におきまして、令和７年度末に１億６７８９万円の財源不足を見込んでいますので、令和７年度末では５億５９８４万４千円の残高となります。ただし、国保運営協議会の資料におきましては、令和３年度末を基準として、各年度の剰余金や精算は年度間を超えて計算しているため、この４年間での財源不足が約２億円であることから、令和７年度末の基金残高は約７億３千万円となっております。しかしながら、基金の繰入れは単年度ごとに行うものであることから、乖離が出ているものでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　ということで、２年後の年度末残高は７億３千万円ということを確認していいですか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　基金状況表を基に計算すると約５億６千万円になりますが、運営協議会の資料におきましては７億３千万円というふうになっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　そこで、２年後に７億３千万円の基金残高を残すべき根拠はどこにあるのか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　基金は７億円ございますが、現在、国保におきましては、団塊の世代が７５歳到達で後期高齢者移行というようなこと、それから社保の拡大によりまして、被保険者のほうが相当減っているものと認識しております。今後の運営状況が不透明でありますので、この７億円はその時々を見ながら使用していきたいというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　私は、その７億３千万円を残す根拠を今聞いたんだけど、かなり不透明ですよね。不透明なものを全部基金で対応しないといけないのかということになってくると、国民健康保険税はどれだけ高くてもしようがないみたいなことにならないかと思うわけです。

それで、さらに、仮に７億３千万円なら、あと３億円から４億円ぐらい活用することによって、福岡県で１番か２番ぐらい高い国民健康保険税でしょう、これを引き下げるということで検討はしなかったのか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　県から示される標準保険料率におきましても、本市の現税率よりもかなり高いものとなっております。担当部署としましては、税率は据え置いて、市民負担の増を避けるべきではないかというところと、現在でも１億円等の繰入れを行っておりますので、この状況を、基金の取崩しによって運営状況を持っていくというところで考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　今、かなり高くなっているというのは、本市の税率と比べると、福岡県が示す基準額のほうがはるかに高いと。はるかにということはないですね、大分高いということをおっしゃっていると思うんだけど、福岡県の示す標準の基準というのは、法的拘束力もないんでしょうか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　法的拘束力はございません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　そういった点を考えれば、先ほど言った懸念というのは、かなり緩和されるのではないかと思うわけです。本市発足して以来のペナルティーについての対応状況を先ほどお聞きしましたけども、実は飯塚市の場合は、平成１８年に発足しますが、翌年の平成１９年度から国民健康保険税５億４千万円分を値上げしているんですよ。当時の議会も共産党以外みんな賛成したんです。その間に先ほど言ったようなペナルティー分を、５０％乗せられている状況もあったわけですよ。これは、非常に冷たい国民健康保険行政が本市においてずっと続いているということを言いたいわけですけど、７億３千万円まで本当に残す必要があるのか、よく分からないけど据置きぐらいで我慢していただきましょうというのでは、この物価高騰の下で市民はたまったものではないと思うわけです。

　それで、歳出のほうですけど、２８４ページ、国民健康保険事業費納付金がありますね。この額の根拠をお尋ねします。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　金額の根拠ですけど、大体、年明けすぐの頃に県のほうから提示をされて、それを予算計上しております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　歳出の中に、今から言う事務事業の予算があるはずなんですけど、個別なところを見つけきれません。国は、今の紙の被保険者証と言いますけれども、これは今年１２月１日限りで廃止する、マイナンバーだけに一本化するというふうに言っているわけですね。これへの対応事務はどういうものがあるのか。また、経費はどうなるのか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　１２月１日で保険証は廃止になりますが、国民健康保険の保険証というのは毎年７月にお送りしておりまして、８月１日から７月３１日までが有効期間になっております。ですので、今年７月に令和６年度分をお送りしますので、今年、令和６年度から７年７月までにかけては、そのときにいらっしゃる方については、紙の保険証が発行されることになります。１２月２日以降に新規で入られた方は、資格確認書というのをお送りしますけど、そちらのほうで病院にかかっていただくようになります。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　今のお話だと、今年７月３１日で更新する分については、有効期限は１２月１日までではなくて、１年間ですよというふうにおっしゃっているわけですね。それで、代わりに資格確認書がありますよと。（発言する者あり）それで、どういう事務事業が発生するのか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　事務事業としましては、マイナ保険証に移行ということが基本になっておりますので、マイナ保険証にされた方には新たな事務は発生いたしません。マイナ保険証を持たれていない方については、資格確認書を新たに１２月２日以降に発行するということになります。マイナ保険証の登録者につきましても資格情報のお知らせというのをお配りしまして、あなたのマイナ保険証のところはこうなっていますとかいうふうなお知らせ、または受診時に活用できるようなことになっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　これに係る事業費はどれぐらいか、分かりますか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　毎年送る分については、従来どおりの予算を組んでおりますし、１２月２日以降については、特にうちのほうで予算をとっているということはございません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　資格確認書をお渡しすることがあるんでしょう。作成費、それから渡す事務の費用、それらは試算があるんですか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　資格確認書をどれぐらい出すとかいうことは、ちょっと試算はしておりませんので、今ある事務費等で対応したいと思っております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　財源は何になりますか。

○１１番（川上直喜）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　財源のほうは国から手当があるものと考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　その財源の規模はもう示されているんですか、国から。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　特に示されてはおりません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　全国でそうしたことをするのは税金の無駄遣いですよね、国としては。そういう無駄遣いをするくらいなら、紙の保険証の廃止を今からでも止めるということが必要ではないかというふうに思います。この質問を終わります。

○議長（江口　徹）

　質疑を終結いたします。

「議案第５号」については質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

　「議案第６号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　歳入のほうですけれども、３３９ページ、後期高齢者医療保険料１６億３１６４万７千円ということですけれども、この額はどういうふうに決まっているのか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　歳入の保険料についてですが、この分につきましては福岡県後期高齢者医療広域連合が決定しておりまして、予算要求の時期には、福岡県内の保険料、それから徴収率等を勘案して、広域連合から通知が来ております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　歳出ですけれども、３４２ページに後期高齢者医療広域連合納付金２２億６１３２万６千円があります。これはどういうふうに決まっているんですか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　歳出の納付金につきましては、当初予算編成時におきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合の試算により計上いたしますが、実際の納付については、当該年度の４月から３月の実際に集めた収納保険料と前年度出納整理期間の収納保険料を納付することとなりますので、財源としては、市が徴収して、その分をそのまま広域連合に納めるということになっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　この件については、本市は保険料を集める係、それから、言われた納付金を納入する係というようなことのようですけど、福岡県後期高齢者医療広域連合は２月１４日の議会で保険料値上げを決めました。平均でどれぐらい上がるんですか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　令和６、７年度の保険料については、２月１４日に決定しております。１人当たりの保険料としては、今回の第８期の８万１７３１円から９万４２７円に、８６９６円の増となっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　平均でこれだけ上がるというのは大変なことだと思うんですけども、事情が分かりますか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　保険料については、県内の被保険者数、１人当たり給付費、こちらは医療費ですね、これを算定基礎として保険料収納必要額を算定し、保険料率を算出しております。保険料のうち均等割が現在の５万６４３５円から６万４円に、３５６９円増、所得割率が１０．５４％から１１．８３％に、１．２９ポイント増となっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　福岡県後期高齢者医療広域連合は基金を持っているんですか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　基金を持っておりまして、こちらの値上がりの抑制に使われております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　今年度は新年度に向けて値上げの抑制とおっしゃったんですけど、どれぐらい基金を使ったのか分かりますか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　保険料上昇の抑制財源として、基金は６６億円、剰余金が９４億円、合わせて１６０億円が活用されております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　その活用によって、これは新年度で１６０億円使うんですか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　令和６、７年度、２か年の保険料となりますので、この２か年の額になります。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　令和７年度末の基金残高は分かりますか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　すみません、ちょっと手元の資料では分かりかねます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　相当額があるわけですけれども、これについて、飯塚市長として、飯塚市として、こんなに払い切れませんというか、市民のためを思えば、どうにかなりませんかという機会はどういう場面がありますか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　広域連合の会議等もあっておりますので、そういった機会に私たちが言っていくか、議会定例会等もあっておりますので、そういう機会もあろうかと思います。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　議会の場合は、江口議長が議員なのでそういうことをおっしゃっていただきたいと思うんだけど、執行部としてもそのように求めたいと思うんです。すごいですよ、８６００円も上がるというのは。

それで、払い切れない場合は、つまり滞納した場合は、どういうことになりますか。

○議長（江口　徹）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　保険料を滞納した場合は、「高齢者の医療の確保に関する法律」には、被保険者資格証明書の交付について定めがございますが、福岡県の広域連合においては、高齢者が必要な医療を受ける機会を損なうことがないよう、原則、資格証明書を交付しないことを基本方針としております。短期被保険者証の交付基準につきましては、要綱に定める基準によりまして、保険料滞納者に対して短期被保険者証を交付することとしており、有効期間は原則６か月でありますが、市町村の判断により保険料の負担能力があると判断されるが保険料の納付が全くない場合等は、３か月の短期証を交付するものとなっております。交付状況につきましては、令和５年１１月１日現在で、３か月証０件、６か月証６２件となっております。

○議長（江口　徹）

　質疑を終結いたします。

　「議案第７号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　小型自動車競走事業特別会計予算案ですけれども、予算書３５７ページ、第３表に債務負担行為があり、トータリゼータシステム等借上料があります。説明してください。

○議長（江口　徹）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

　こちらのトータリゼータシステムと申しますのが、オートレースでの投票の集計、オッズの表示、投票券の発券、配当金の計算、払戻しまでの一連の業務を一括処理するシステムの名称でございます。今回、借上げを行います主なものは、投票端末機器、自動発売機になりますが、こちらの借上げになります。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　誰から借りるんでしょうか。

○議長（江口　徹）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

　日本トーター株式会社から借上げを行うようにしております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　日本トーターはどういう会社ですか。

○議長（江口　徹）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

　日本トーター株式会社は、公営競技に向けた様々な機器やシステムの開発、導入、運用、保守を行う事業をやっておる会社でございます。現在、飯塚オートレース場の包括的民間委託を受託している業者でございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　全国展開していると思うんだけど、どこでどういった業務をしているか分かりますか、オートレースに関してです。

○議長（江口　徹）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

　オートレースにつきましては、飯塚オートレース場と浜松オートレース場の包括的民間委託を行っております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　３６０ページ、勝車投票券発売収入、２１３億８０９３万円の説明をしてください。

○議長（江口　徹）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

　令和５年度の見込みではございますけれども、１日平均の売上げが全体的に若干減少しております。また開催日程で申しますと、令和５年度と令和６年度を比較しまして、売上げの大きいＧⅡ開催の日数が減少、それからナイターレースの減少がこの減額計上の大きな要因となっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　歳出、３６４ページなんですけれども、ＪＫＡ交付金について、４億３３９２万７千円の説明をしてください。

○議長（江口　徹）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

　このＪＫＡ交付金と申しますのが、小型自動車競走法第２０条の規定により、小型自動車競走施行者は１回、これは９日間の開催を一つの単位としますけれども、この１回の開催による勝車投票券の売上金の額に応じて、小型自動車競走振興法人であるＪＫＡに交付することとされております。小型自動車競走振興法人であるＪＫＡは、「小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与する」というオートレース事業の趣旨に基づき、機械振興や公益事業振興のための補助事業を行っており、本交付金はその原資となっております。このＪＫＡ交付金につきましては、１号から３号までございまして、売上額により適用率が異なりますけれども、令和４年度の実績で申しますと、１号から３号の交付金の合計金額は売上金額の約２．０６％となっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　場外発売関係諸費５億５５８０万５千円の内訳をお尋ねします。

○議長（江口　徹）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

　場外発売関係経費のうち、専用場外発売所地元協力金、これにつきましては専用場外場が設置してある自治体へ地域振興等に供するための協力金として支払っておるものでございます。それと専用場外発売所施設運営委託料、これにつきましては専用場外場が発売した売上げに応じて運営事業者に支払う委託料になります。さらに場外発売等業務委託料、これにつきましては飯塚を除く全国４つのレース場で飯塚開催レースを発売した車券売上げと、全国２６か所にあります専用場外発売所で発売した車券売上げに応じて支払っている委託料になります。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　地元協力自治体について、どの自治体に幾ら計上しておるのか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

　飯塚市の管理施行を行っておる専用場外場、現在１０か所と１か所廃止になったものがありますので、それを加えて説明いたします。まず、オートレース川辺がございました南九州市に４６５万５４５９円、これは設置が平成２４年７月から平成３０年までの間ですが、支払いを行っております。それから、鹿児島県肝付町にございますオートレースきもつき、これにつきましては平成２６年３月から３７１万７１円を協力金として支払っております。それから、オートレースみぞべが鹿児島県霧島市にございます。これが平成２６年８月から４７０万６４３５円。それから、オートレース宮崎、これは宮崎市に平成２７年から４４６万９７８３円。薩摩川内市にございますオートレース薩摩川内、これにつきましては平成２８年４月から１９１万９０８円。それから、宮崎県三股町にございますオートレース三股、これが平成２８年１０月から２９２万２２２１円。鹿児島市にございますオートレース鹿児島、これが平成２９年７月から１６８万９４０８円でございます。ほかにオートレース中洲、それからオートレース宇土、オートレース門川、オートレース八代がございますけれども、こちらについては設置者のほうが自治体のほうに支払いを行っておりますので、飯塚市からの支払いはございません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　ちょっと確認ですけれども、それらの自治体と金額があるんですけれども、それは自治体に対する支給というか、交付なんですか。自治体ですか、それとも地元ですか。

○議長（江口　徹）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

　設置する自治体に支払っているものでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　地元の行政区とか自治会とかあるじゃないですか。そうしたところにはどうなっていますか。

○議長（江口　徹）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

　自治体のほうに払っておりますが、その後に設置自治区などに行っているかどうかは、こちらのほうではちょっと把握しておりません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　包括的民間業務費８億３６３８万円の事情を説明してください。

○議長（江口　徹）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

　平成２７年度よりオートレース業務の一部を包括的民間委託しております。その委託費となります。オートレース事業は発売する車券売上げが主な歳入となります。この売上額に応じました率で算出した収益保証金、これをまず控除いたします。これは売上げの１．２％プラス、１５０億円を超えた分の７％を足したものが収益保証金となります。その後、お客様への的中車券への払戻金、選手の賞金、ＪＫＡの交付金など、必要経費を差し引いた額が今回の委託料となっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　公設だけど民営だということになってくると、これは日本トーターですね、それでこの会社は、投票券を買って当たらなくて残念だという人が多ければ多いほど、もうかるという仕組みになっているわけですか、この会社は。

○議長（江口　徹）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

　オートレースの性質上、売上げの７割はお客様に払戻しをするようになりますので、当たる人が多かろうと少なかろうと、収益が上がるとか下がるとかいうわけではございません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　予算書の３６６ページ、メインスタンド整備工事（継続費分）４億３４００万円とあります。これはどういう予算ですか。

○議長（江口　徹）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

　こちらの工事費につきましては、当初に設定しております継続費の年度割の工事費を計上しております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　メインスタンドの工事は当初２５億円でしたけれども、増えていないですか。

○議長（江口　徹）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

　工事費につきましては令和５年７月に契約変更を行って、約１億円の増額を行っております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　総事業費３６億円ですけど、この総事業費は、その分だけ増えるわけではないんですか。

○議長（江口　徹）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

　総額については３６億円で変わりはございません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　工事費が増えたのに総事業費が変わらないというのは、どういうことでしょうか。

○議長（江口　徹）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

　こちらの契約の増額分につきましては、旧第１スタンド解体に伴って、現在、仮設審判棟を設置しておりますけれども、こちらの建物のほうに水道管や競技実施のために必要不可欠な電気配線などの切替工事を行っております。その入札の残額で賄っておりますので、事業全体の額については、変わりはございません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　事業費の考え方がちょっとおかしいんじゃないですか。

それから、メインスタンド整備工事そのものはどこまで来ているんでしょうか。

○議長（江口　徹）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

　工事は当初の工程どおりに進んでおりまして、現在は、柱・はりなどの骨組みであります鉄骨工事が完了しているところでございます。

○議長（江口　徹）

　質疑を終結いたします。

「議案第８号」から「議案第１０号」までの３件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

　「議案第１１号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　工業用地造成事業特別会計予算案です。栗生工業団地造成事業関連予算はどういう事業か、あらましをお尋ねします。

○議長（江口　徹）

　経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

　栗尾工業団地のあらましにつきましては、栗尾工業団地は飯塚市鯰田に位置し、飯塚オートレース場第５駐車場跡地で、面積が４ヘクタール、４万５００平方メートルの土地でございます。この土地を工業団地として活用する予定としております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　予算計上に至る経過をお尋ねします。

○議長（江口　徹）

　経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

　経過についてご説明いたします。これまでの経過につきましてですが、令和元年８月の市議会経済建設委員会に、民有地を含め工場等の立地に適する用地の情報を幅広く収集するなど、事務を進める旨をご報告いたしました。令和４年４月に企業誘致推進会議を開催し、当該地を企業誘致用地として活用するため、調査、整備を行う方針を決定し、同年５月に地盤調査を実施いたしました。地盤調査につきましては、支持層が２メートルの深さにあり、地中埋設物はございませんでした。その調査結果から、企業誘致適地として活用が可能と判断し、令和５年１月に公営競技事業所から経済政策推進室に所属替えをしております。令和５年度に入りまして、測量設計等の委託業務や不動産鑑定評価業務を行い、現在、排水管布設工事について、３月末を工期として実施しているところでございます。また、鯰田支部自治会長会定例会にもご報告しながら進めているところでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　福岡県企業局とはどういう協議の経過がありますか。

○議長（江口　徹）

　経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

　特に県の企業局とは協議をしておりません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　三菱の鯰田炭鉱のあった辺りなんですよね。地盤調査はどうしていますか。

○議長（江口　徹）

　経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

　地盤調査につきましては、指名競争入札により令和４年５月３０日に福岡市博多区にございます株式会社東京ソイルリサーチ九州支店と契約を締結しております。契約額は１３５１万６８００円、履行期間は令和４年５月３１日から１０月３１日までとなっております。地盤調査の結果は、先ほどご答弁させていただきましたけれども、支持層が２メートルの深さにあり、地中埋設物はございませんでした。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　入札計画を伺います。

○議長（江口　徹）

　経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

　令和６年度の入札計画ということで答弁させていただきます。今後の入札計画ですけれども、令和６年度は各種整備工事及び委託業務を行う予定ですが、令和６年度に入りまして適切な時期に実施してまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　飯塚あかね工業団地造成事業関連予算の概要、あらましをお尋ねします。

○議長（江口　徹）

　経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

　飯塚あかね工業団地のあらましについて、ご説明いたします。飯塚あかね工業団地は、飯塚市大分、筑穂元吉及び馬敷の境に位置し、日鉄鉱業株式会社山口採石所砕砂工場跡地で、面積が２５．２ヘクタール、２５万２千平方メートルの土地でございます。この土地を工業団地として活用する予定としております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　福岡県企業局との協議も含めて、日鉄鉱業との関係もありますけど、経過をお尋ねします。

○議長（江口　徹）

　経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

　福岡県企業局との協議経過はございませんけれども、これまでの経過につきまして、ご説明いたします。令和元年８月の市議会経済建設委員会に、民有地を含め工場等の立地に適する用地の情報を幅広く収集するなど、事務を進める旨をご報告いたしました。同年９月に、日鉄鉱業株式会社様の子会社で同社から土地管理を受託している新和商事株式会社様に企業誘致用地としての活用について協議を依頼しましたが、使用中であるとのことから活用は不可との回答を受けました。その後、令和３年１１月に新和商事株式会社様より、令和４年度に当該地の活用方針を検討するとの回答を受けました。令和４年４月に開催した企業誘致推進会議において、当該地を企業誘致用地として活用するため、日鉄鉱業株式会社と協議を行う方針を決定し、同年５月に日鉄鉱業株式会社本社を訪問し、協議開始について双方で了解いたしました。

　令和５年度に入りまして、地盤調査を実施しました。地盤調査の結果につきましては、支持層が７メートルの深さにあり、地中埋設物はございませんでした。その調査結果から、企業誘致適地として活用が可能と判断したものでございます。また、自治会連合会筑穂支部定例会にも報告しながら進めているところでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　地下７メートルに支持層があるということだったんだけど、今の説明だとその辺りには坑道はないというところまでは調べがついていないということですか。

○議長（江口　徹）

　経済政策推進室長。

○経済政策推進室長（早野直大）

　日鉄鉱業炭鉱跡地ということで、坑道につきましては、浅所陥没の危険のある２０メートルより浅い坑道も含めて、全体の敷地の中にはございます。ただ、浅所陥没のエリアとそれ以外の３０メートルよりも深い坑道、一般的には浅所陥没の危険がないだろうと言われているエリアが一団の土地で分かれておりますので、そこの所を有効に活用しながら設計していきたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　浅所陥没のおそれのあるエリアがあるということをおっしゃっているんですね。それは、全体面積が何ヘクタールで、その部分はどれぐらいというのが分かりますか。

○議長（江口　徹）

　経済政策推進室長。

○経済政策推進室長（早野直大）

　全体が２５．２ヘクタールございますが、このうちの８．９ヘクタールほどが浅所陥没のエリアということで確認しております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　売買契約はどうなるんですか。

○議長（江口　徹）

　経済政策推進室長。

○経済政策推進室長（早野直大）

　予算のご議決をいただきましたら、日鉄鉱業株式会社様と詳細な協議を行うこととしておりますが、当然、鉱害賠償支払登録を設定した中で、契約を結んでいきたいと思っております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　その土地については、売買に当たって、鉱害賠償支払登録がつくことになりますか。

○議長（江口　徹）

　経済政策推進室長。

○経済政策推進室長（早野直大）

　現在、１０年前の民法は今改正されておりますので、民法のまず使用者責任というのがあるかと思っております。日鉄鉱業にはそれなりの責任、工業団地として飯塚市が購入する中で、責任というのがその中で発生してくるとは思っております。これとは別に、鉱害賠償支払登録については、日鉄鉱業が設定する中で、協議をしていきたいと思っております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　鉱業法との関係で、この土地を使用する過程で損害が発生した場合の責任関係はどういうふうに考えていますか。

○議長（江口　徹）

　経済政策推進室長。

○経済政策推進室長（早野直大）

　損害につきまして、それが坑道によるものかどうかというところもあるとは思いますが、今後、詳細につきましては日鉄鉱業と協議をしていきたいと思っておりますが、鯰田工業団地の例もありますので、しっかりとそこは協議していきたいと思っております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　鯰田工業団地と言われましたけど、三菱との関係で、本市は鉱業法と矛盾のある契約を結んだというふうに私は心配して、議会でも指摘してきたところです。この点については、先ほど民法とか言われたと思うけど、鉱業法との関係で責任を明確にしておくということがあると思います。これは指摘をしておきたいと思います。

　この点の最後に、入札計画をお尋ねします。

○議長（江口　徹）

　経済政策推進室企業誘致担当主幹。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹（柴田康弘）

　令和６年度の入札計画ということで答弁させていただきます。令和６年度は各種委託業務を行う予定ですが、令和６年度に入りまして適切な時期に実施してまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　質疑を終結いたします。

「議案第１２号」については、質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

　「議案第１３号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　水道事業会計予算案です。公営企業会計予算書６ページに、水道事業会計予算ということで、第５条、債務負担行為があります。そこで飯塚市上下水道事業等あり方検討業務委託料の予算計上があります。どういう業務なのか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

　飯塚市上下水道事業等あり方検討業務委託料につきましては、企業局で実施しております公営企業等の経営に関連する事項について、総合的に検討することを目的としたもので、主に総務省からの要請による令和７年度までの上下水道事業等の経営戦略の見直しや経営分析等に関する指導・助言を求める内容となっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　どこの要請とおっしゃいましたか。

○議長（江口　徹）

　企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

　総務省でございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　これは、本市の水道料金の見直し、５年ごとにという設定がありますけれども、それと時期的なことについて関係がありますか。

○議長（江口　徹）

　企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

　本委託につきましては、経営戦略の見直しに係る計画策定や財務分析等の業務の標準化を図り、今後の業務運営を効率的、効果的に実施する取組でございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　それで、関係があるということだと思うんだけど、どういうふうにありますか。

○議長（江口　徹）

　企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

　先ほど、経営戦略につきましては、目標項目、料金水準の定期的な見直しというのが経営戦略にあります。５年をめどに料金水準が適正かどうかの判断を行うこととしております。今回の委託内容として含まれております経営戦略の見直しにおいては、料金水準の適正について検討することとはなりますが、あくまで水準でございまして、質問議員の言われます料金改定等の検討ではございません。

　令和７年度までの経営戦略の見直しにつきましては、令和４年１月２５日付の『「経営戦略」の改定推進について』により通知されております。要請内容としましては抜粋して説明いたしますと、項目の「改定の推進について」の中で、「経営戦略の見直し率を令和７年度までに１００％とすることとされており、全ての事業において、より質の高い経営戦略となるよう、この期限までに経営戦略を改定することが求められる」となっております。

今回の料金水準の見直し、適正かどうかの検討ということになっておりますので、こちらのほうを含めまして検討の内容となっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　令和４年、５年、６年、７年、８年の５か年ということになるので、令和６年は真ん中なんですね。この業務委託が令和７年と８年でしょう。適正であるかどうか見直すのが令和７、８年ぐらいになると思うんだけど、業務委託はこの令和７年、８年度でやるということなんですか。令和７年度でもう終わらせるんですか。

○議長（江口　徹）

　企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

　次年度、令和６年度、７年度、８年度で行うこととなっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　第６条に企業債があります。企業債については、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法があるんですけども、これについて説明をお願いしていいですか。

○議長（江口　徹）

　企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

　予算第６条に定める企業債につきましては、資本的支出における配水施設及び諸施設に係る改良事業費や、原水及び浄水施設に係る浄配水施設整備事業の財源として借入れを行うこととしております。主に、配水管の布設替工事や施設設備の改良工事などを対象に借入れを行っております。令和６年度の主な対象事業としまして、幸袋・中地区配水管布設替工事等を行う予定としております。利率につきましては、年４％以内ということで設定をさせていただいております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　同じく１５ページに、債務負担行為に関する調書があります。３本あるわけですけれども、まず、飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託料６５億５１１３万８千円の委託先も、どういう会社かということも含めて、説明をお願いします。

○議長（江口　徹）

　企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

　飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託料につきましては、令和３年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第２号）において、債務負担行為の設定を行い、その後、契約に向けた準備等を行っておりましたが、令和４年６月１４日に契約を行いましたので、令和５年度から予算措置により業務の実施に至っているものでございます。

　主な内容といたしましては、運転操作監視業務や修繕、薬品類の調達及び管理業務など、水道施設の運転管理に関する委託、また、料金収納関連業務、メーター関連業務、給水装置関連業務など、水道料金の収納業務に関する委託となっております。業者としましてはケイ・イー・エス第一環境共同企業体でございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　第一環境でしたね。それで、鯰田浄水場集中監視装置外１件改良工事が５億３１３万円ということになっています。鯰田浄水場については、もろもろの予算計上があるわけですけれども、それらとどういう関係があるのかよく分からないところもあるので、整理して説明していただけますか。

○議長（江口　徹）

　上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

　鯰田浄水場集中監視装置外１件改良工事につきまして、こちらの概要といたしましては、鯰田浄水場の集中監視装置、急速ろ過池設備動力盤及び大日寺ポンプ場の送水ポンプ盤が更新基準年数を経過しており、浄水場やポンプ場の運転監視制御に支障を来すおそれがあるため、改良するものであります。

　平成３０年度から令和４年度までの直近５か年の実績で説明させていただきますが、事業概要としましては、主に老朽化した急速ろ過池の弁類・ポンプ類、薬液注入設備及び導水管の改良等を実施しており、事業費は約２億６千万円となっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　飯塚市水道施設等最適化検討業務委託料、これは大きいですね、３８９５万４千円、説明をお願いします。

○議長（江口　徹）

　上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

　本委託料につきましては、令和５年度と６年度の２か年にわたって実施することとしており、今後の人口減少に伴う水需要の減少や災害等の課題に対応するため、最適な施設の在り方を検討していくことで、施設の更新費や維持管理費の削減を図り、効率的、効果的な水道施設運営を行うために実施するものでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　普通、どういった感じのところに委託するんですか。

○議長（江口　徹）

　上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

　市の登録業種で言いますと、市外土木コンサルタントの登録業者で、主に土木建設事業に関する企画、調査、計画、設計及び事業管理、そのほかを専門とされるところに委託をするものとしております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　過去に実績がありますか、この業務の。

○議長（江口　徹）

　上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

　飯塚市の企業局上水道課の工事については、実績はございません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　なぜ、ないんでしょうかね。今までどうしていたんですか、こういったものについては。企業局の自力でやっていたんですか、最適化検討というのは。

○議長（江口　徹）

　上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

　訂正をいたします。飯塚市の第８期拡張事業の委託等については委託を実施しております。

○議長（江口　徹）

暫時休憩いたします。

午後　２時００分　休憩

午後　２時１０分　再開

○議長（江口　徹）

　本会議を再開いたします。上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

　拡張事業ごとにこのような委託業務を発注いたしまして、施設の統廃合を含めたところで検討を行い、認可変更を行っておるところであります。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　実績はあるということなので、その委託先はどこか、金額がすぐ分かれば、それを教えてもらえるといいですけど。

○議長（江口　徹）

　上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

　工事の受注業者の会社概要といたしましては、株式会社建設技術研究所九州支社となっております。

　申し訳ありません。金額は、今手元に資料がないため、お答えすることができません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　次に、３３ページと３４ページ、資本的収入及び支出なんですけれども、収入の３項、１目、他会計補助金の中で、一般会計補助金が１６８５万４千円あります。説明をしてください。

○議長（江口　徹）

　企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

　資本的収入及び支出において計上しております他会計補助金につきましては、簡易水道の建設改良に要する経費及び児童手当に要する経費に係る一般会計からの補助金となっております。こちらのほうにつきましては、どちらも交付税措置のある基準内繰入れとなっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　支出の１項、２目、改良事業費、諸施設改良費の中で、太郎丸浄水場に関することがありますね。これはどういう工事をするのか、まずお尋ねします。

○議長（江口　徹）

　上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

　原水に凝集剤を注入し、汚れの塊を作るためのフロック形成池において、水を攪拌するための機械、こちらがフロキュレーターになりますけれども、この軸や軀体の貫通部の取水部材が劣化し、漏水が発生しているため改良を行うものでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　２つないですか。それは今２つおっしゃっていただいたんですか。

○議長（江口　徹）

　上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

　あと、太郎丸浄水場フラッシュミキサー改良工事がございます。こちらのほうはフロキュレーターの手前で原水を急速に攪拌する池、急速混和池にある攪拌機で、その減速機１台の取替工事となっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　太郎丸浄水場については、かなり老朽化も進んだということで、経過的にかなりお金をかけて改良をやってきたと思うんですけれども、これまでどういう工事を、どのくらいの費用をかけてやってきたか、分かりますか。

○議長（江口　徹）

　上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

　平成３０年度から令和４年度までの直近５か年の実績で説明させていただきます。事業の概要といたしましては、主に老朽化した送水ポンプ井内面の改良、沈殿池弁類やポンプ類の改良及び粒状活性炭設備の新設等を実施しており、事業費は約６億５千万円となっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　水道料３５％アップの１年分の影響額という感じですね。かなりかかるんですね。かけ過ぎじゃないんですか。

１項の３目の改良事業費、調査費の老朽管布設替工事実施設計業務委託料１千万円、これはどういう内容でしょうか。

○議長（江口　徹）

　上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

　本業務は、市内各所の排水管が老朽化により維持管理に支障を来しているため、実施設計によって計上する来年度以降の重要給水施設管路及び基幹管路を選定し、老朽管布設替工事の実施設計業務の発注を行うものでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　委託先はどういったところが対象になりますか。

○議長（江口　徹）

　上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

　土木関係建設コンサルタント業者といたしております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　３項の１目、浄配水施設整備事業費なんですけれども、原水及び浄水施設とあります。津原導水管布設替工事３億６３０９万６千円、これについて説明をお願いします。

○議長（江口　徹）

　上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

　昭和４５年に完成した久保白ダムは、農業用水、上水道用水並びに工業用水の確保と安定供給を目的として建設されました。津原導水管は、久保白ダムから上水道施設や農業用施設への導水路として、口径１２００ミリのコンクリート管で整備されましたが、布設から５０年以上が経過しており、更新基準年数の４０年を超えておりますので、今後の維持管理面やコスト削減も考慮し、上水道並びに工業用水専用管として、既設導水管から合計５００ミリで分水し、別ルートでの更新を３か年計画で実施する予定でございます。

　なお、既設導水管につきましては、布設替工事完了後に、内面を調査、補修した上で、農業用水専用管として使用を継続する予定としております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　既設管が老朽化していますと。それを排除して、その場所に新管を入れるというのではなくて、別に用地買収もしながら新管を造るという工事なんですか。

○議長（江口　徹）

　上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

　分岐する口径５００ミリの上水道用水と工業用水用の専用の管につきましては、今のところ公道内に布設替えをしていく計画としております。一部、用地買収も絡む所がございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　その一部は小さいわけですか、大きいんですか。

○議長（江口　徹）

　上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

　用地買収につきましては、内住川付近の農地で、３７．１２平方メートルとなっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　４項の企業債償還金、水道事業債償還金５億９６４万８千円、全体的な借金の残りがどれぐらいあるのか。これは全部借金を返そうということではないと思いますけれども、それとの関係で、この償還金のボリューム感が分かるように説明していただければと思います。

○議長（江口　徹）

　企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

　水道事業債償還金、企業債償還金につきましては、過去に起債で借入れを行っている水道事業に対する借入れの元金分を償還するための予算となっております。この借入れの内容としましては、水道事業については、管路や施設設備に要する費用について借入れを行っております。残高につきましては、令和５年度残高は８３億５９６９万４千円となっております。令和６年度において５億４６００万円を借り入れ、５億９６４万８千円を償還する予定となっておりまして、令和６年度の残高は８３億９６０４万６千円を見込んでおります。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　次に、公営企業会計当初予算資料をいただいております。この４ページに、水道事業会計予算総括表がありますが、右の下のほうに、「資本的収支不足額を補填する財源」の記載があります。それで、特に純利益または純損失に着目しながら、この間の傾向をどう見ておるのか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

　補填財源資本収支過不足額でございますけども、当初、予算収支総括表における補填財源資本収支過不足額につきましては、予算ベースでの数値でありますので、その年度年度での予算の収支状況や作成年度において反映される決算の状況などにより、その額は異なってくるものとなっております。令和６年度につきましては、令和５年度と比べますと積立金の増などにより増加しているものとなっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　積立金というのは建設改良積立金のことをおっしゃっているんですか。

○議長（江口　徹）

　企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

　建設改良積立金のことでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　減債積立金は今どういう状況なんでしょうか。

○議長（江口　徹）

　企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

　令和４年度に発生している減債積立金につきましては、令和５年度決算時において確定をさせております。現在につきましては、残高はございません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　これは、準備金としては減債基金ゼロになっていますね、ずっとゼロですね。終わります。

○議長（江口　徹）

　質疑を終結いたします。

　「議案第１４号」及び「議案第１５号」、以上２件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

　「議案第１６号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　市立病院事業会計予算案です。公営企業会計予算書、８９ページ、市立病院事業会計予算、第４条、債務負担行為、市立病院指定管理委託料、これはどういう業務を委託するのか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

　令和６年４月１日から、飯塚市立病院の小児科におきまして、飯塚医療圏における小児科休日夜間診療の一次救急医療を対応することとなっております。このことにより、小児科休日夜間診療に関わる経費を指定管理の委託料として支払う必要があることから、令和６年度から１９年度までの債務負担行為を行ったものでございます。

　なお、この指定管理委託料につきましては、一般会計より負担金として受け入れ、委託料として指定管理者に支払うこととなっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　次は、資料集の総括表ですけれども、３６ページ、市立病院事業会計当初予算収支総括表、これはちょっと特徴的なところがありますので、お尋ねをしたいと思うんですけれども、病院事業費用３８４０万円の増、この主な要因をお尋ねしたいと思います。

○議長（江口　徹）

　企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

　こちらのほうにつきましては、ただいま説明をさせていただきました小児休日夜間診療等に係る負担金で、主なものとしてはそれでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　そうしますと、病院事業収益３４０５万８千円増は、それに照応するような形なんでしょうか。

○議長（江口　徹）

　企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

　主なものとしてはそれでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　収入なんですけども、負担金交付金５６１２万５千円増できていますけども、これはどういうことでしょうか。

○議長（江口　徹）

　企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

　その分につきましても小児科休日夜間診療の分の負担金ということになります。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　同じく、予算資料のほうですけれども、３６ページです。下のほうに、３６ページと書いているページの上の辺りですけれども、「欠損金処理計算書」というのがありますよね。これをちょっと説明していただけますか。

○議長（江口　徹）

　企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

　欠損金処理計算書ということで、欠損金についてでございますが、こちらのほうにつきましては、現金の支出を伴わない経費、減価償却費等になります。病院事業会計では、補塡できずに損失金が累積している状況ではございますが、現金の支出を伴わないため、資金不足につながるものではございません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　当年度未処理欠損金８億９９０７万３千円とあるわけですね。これをこのまま見たら、市立病院は経営が深刻な状況にあるのではないかということで、平成１４年のときに筑豊労災病院が大変だ大変だと言われて、実は黒字だったのに大変だと言われて、国のほうから統廃合対象にされて、本当に翌年、赤字に転落し、そしてもう本格的に廃止攻撃があり、それに向かって私たちは地元で力を合わせて存続を要求していったんだけど、この８億９９０７万３千円について、飯塚市の市立病院事業会計なんですけども、これがそのように用いられる危険はないかということを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（江口　徹）

　企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

　影響はないものと考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　この際、市長にも申し上げておきたいと思うんですけれども、国のほうは、飯塚市や病院の努力にもかかわらず、統廃合対象から飯塚市立病院を外していないので、これについては外せと、市議会の意見書も出しておりますし、市長としても主張していってもらいたいというふうに思います。質問を終わります。

○議長（江口　徹）

　質疑を終結いたします。

　「議案第１７号」及び「議案第１９号」、以上２件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

　「議案第２０号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　グラウンドゴルフ場条例案です。議案書の２１ページ、条例案がありますけれども、第１条に「設置」、第２条に「名称及び位置」となっています。グラウンドゴルフ場整備に関する概要について、まずお尋ねします。

○議長（江口　徹）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　飯塚市グラウンドゴルフ場の概要について、説明をさせていただきます。まず、グラウンドゴルフ場全体で約２万２千平米、そのうち天然芝のグラウンドゴルフ場の部分が約１万５千平米。グラウンドゴルフでは１コースが８ホールとなりますので、この分で４コース分を設置いたします。また、駐車場、多目的広場を設置いたします。建物といたしましてはクラブハウス、こちらのほうに受付であったりとか事務室、そしてトイレ、それと休憩室を設けたクラブハウスを１棟、それと倉庫を１つ、それと日よけシェルターを２か所設置いたします。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　事業費は幾らですか。

○議長（江口　徹）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　まだ入札が終わっていない工事が２つあります。まだ未執行の分が２か所ありまして、現状のところ４億５０３８万５７１円が、今、契約済みの金額となります。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　周辺環境整備も入れると６億円ぐらいかかるんじゃないかと思いますが、どうですか。

○議長（江口　徹）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　今回のグラウンドゴルフ場の整備の予算といたしまして５億８５７０万円となっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　桂川町にもかなりしっかりしたグラウンドがあるんですよね、グラウンドゴルフの。そことの連携はどういうふうに考えておられるか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　隣の桂川町にもグラウンドゴルフ場がございます。今回、建設しようとしているグラウンドゴルフ場と比較的近い場所にございます。そのため、現在、開催されているのでいえば、九州大会等の大きな大会であれば２日間開催されます。こういった大会を誘致であったり、開催することに向けて、桂川町との連携を図りたいと思っております。また、もう一点、桂川町のグラウンドゴルフ場とは、今回、私どもが造ろうとしているグラウンドゴルフ場とコースの形が大分違います。そのため、日頃行う中でコースが違いますので、気持ちを新たにプレーができるのではないかと思っております。そのため、新たな愛好者を増やすように桂川町と連携して事業を進めたいと思っております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　グラウンドゴルフですから、私も高齢者が主な利用対象者かなと思ったりしてたんですけれども、よくよく考えてみると、それだけの税金をかけて、それだけの立派な環境、緑にも囲まれて、大将陣公園もすぐ横という所なので、子どもの、あるいは学校の、保育所の利活用が見込めると思うんですけど、その辺はどう考えておられますか。

○議長（江口　徹）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　場所については、近くに大将陣公園がございます。そして今回、建設しようとしているグラウンドゴルフ場は駐車場もあって、大きな広さの所で天然芝が敷かれているグラウンドがございます。ですので、小さい子どもたちとか、当然、グラウンドゴルフをしていない時間帯とかになりますけども、そういう時間については、子どもたちも遊べる空間になるのではないかと考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　隣接して、感染性医療廃棄物を焼却する施設の計画が今進行中です。現地は見られましたか。

○議長（江口　徹）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　現地は確認いたしました。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　市長は、前片峯市長のゆゆしきものだという認識、桂川町との連携、後手に回らないという、その認識を承知しておりますということでしたけども、それだけの施設を１１月から供用開始しようとしているんだけど、感染性医療廃棄物焼却施設が現実に目の前に造られて、１日９５トン、焼却が２４時間連続稼働で年間３００日、ほか動物の死骸なども焼くかもしれないというような状況がある中で、この施設とこのグラウンドゴルフ場は両立するのかという心配なんですよ。どっちかが来るんだったら、どっちかが引かないといけないことになるんだったら、飯塚市としては大変だと思うんだけど、そこの認識はどう思っておられるのか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　今、ご指摘の産廃処理施設でございますけども、現状、どのような施設ができるのかというところの詳細について、承知をいたしておりません。関係部署と情報共有を図りながら、事業の進捗を注視していきたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　新条例をつくる議案なので、その認識ではやはりちょっと心配ですよね。この議場でも繰り返しこの問題については指摘もしてきているじゃないですか。詳細が分からないというのはおかしくないですか。

それでここの場合は、北九州、福岡からそういう感染性医療廃棄物を集めるというわけでしょう。燃やせば燃やすほど利潤が追求できるという会社なんですよね、事の性質上。そうしますと、燃やすわけですから、煙が心配です。それで、福岡県は昨年の秋までに、机上のシミュレーションで、飯塚観測所の風向、風力など調査すればいいと最初は言ってたけど、１年たってみて、それでいいのかなというふうに思われた可能性があります。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員に申し上げます。議案に対する質疑の内容が、議題外にわたっておりますので、戻していただくようにお願いいたします。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　新たに環境影響評価調査の変更が昨年１２月に出ているようです。１年間、春夏秋冬、現地の風向きを調べるということなんですよ。それで言えば、それほど業者の側も、福岡県の側も、このグラウンドゴルフを含む地域環境との関係で、排出するガスのことで心配しているぐらいなので、相手が心配しているのに飯塚市がのんきに構えているわけにはいかないと思うけど、ちょっと見解を聞きます。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　質問議員が言われます、臭いとかそういう部分の心配がございますということでございますが、グラウンドゴルフ場の整備につきましては、もう今年度から造成工事に着工しております。着々と事業も進捗しております。先ほどスポーツ振興課長が答弁しましたように、関係部署と情報共有を図りながら、事業の進捗も注意していきたいと考えております。本市としましては、グラウンドゴルフ場については、来年度につきましても整備の方向で進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　質疑を終結いたします。

　「議案第２１号」については、質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

　「議案第２２号」について、１４番　石川華子議員の質疑を許します。１４番　石川華子議員。

○１４番（石川華子）

　それでは、「議案第２２号　飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」について、質問いたします。

　頴田子育て支援センターを移転するということですが、移転の理由を教えてください。

○議長（江口　徹）

　保育課長。

○保育課長（日高政徳）

　移転の理由といたしましては、現在、頴田子育て支援センターは頴田交流センター別館（旧サンシャインかいた）内に設置しておりますが、頴田交流センター別館は令和６年度に全館閉館をして施設改修工事を実施するため、令和６年度の１年間のみ移転が必要になったものでございます。

○議長（江口　徹）

　１４番　石川華子議員。

○１４番（石川華子）

　頴田高齢者福祉センター内に移転することになった経過を説明してください。

○議長（江口　徹）

　保育課長。

○保育課長（日高政徳）

　移転することになった経過につきましては、令和５年度当初に、頴田子育て支援センターの受託業者の方へ移転の必要があることを説明いたしました。

その後、５月下旬に、頴田地区内の施設である頴田交流センター及び頴田高齢者福祉センターを移転先の候補地として検討してまいりましたが、頴田交流センターにつきましては、年間を通して常時確保できる場所がないこと、頴田高齢者福祉センターにつきましては、適した部屋がないことから、頴田地区内の施設確保は難しいと判断いたしました。受託業者の方へは、検討の結果と近隣地区での候補地検討について説明をし、受託業者の了承を得た上で、近隣地区での候補地について検討を進めておりました。

　しかし、８月下旬に、地元の方から頴田地区内での移転を要望され、９月中旬に、候補地として頴田高齢者福祉センターを提案されました。受託業者の方に確認したところ、利用者様の強い要望で、頴田地区内での移転というのと頴田高齢者福祉センターへの移転を要望する旨、申出もありました。

　９月下旬に、受託業者の方と現地を確認し、最終確認をしたところ、頴田高齢者福祉センターへの移転を要望されたため、移転を決定したものでございます。

○議長（江口　徹）

　１４番　石川華子議員。

○１４番（石川華子）

　頴田高齢者福祉センターは土曜日が休館ということですが、土曜日はどうされるんでしょうか。

○議長（江口　徹）

　保育課長。

○保育課長（日高政徳）

　ご質問のとおり、頴田高齢者福祉センターは土曜日が休館日となっております。また、子育て支援センターは土曜日が開所日となっておりますので、毎週土曜日は出張子育て広場として、庄内生活体験学校及び幸袋交流センターの部屋を借りて、子育て支援センターを運営していただくこととしております。

○議長（江口　徹）

　１４番　石川華子議員。

○１４番（石川華子）

　移転に伴うスケジュールについて教えてください。

○議長（江口　徹）

　保育課長。

○保育課長（日高政徳）

　移転に関するスケジュールといたしましては、今後、受託業者の方に空いている時間にできる範囲で引っ越しの準備をしていただき、３月２８日午後から３月３０日まで頴田子育て支援センターを休館とし、３月２９日朝から引っ越し業者による荷物の運搬を行い、２９日中に引っ越しを終えるようにお願いをしているところでございます。移転先での子育て支援センターの運営につきましては、４月１日から開所していただくことといたしております。

○議長（江口　徹）

　１４番　石川華子議員。

○１４番（石川華子）

　移転に伴って改修する箇所はどういうところでしょうか。移転に係る費用と併せて教えてください。

○議長（江口　徹）

　保育課長。

○保育課長（日高政徳）

　まず、移転に係る費用等につきましては、先ほどもスケジュールで答弁いたしましたとおり、令和５年度中に終える必要があることから、物品運搬業務を業者に依頼するため、引っ越しに関する費用として２１万５千円を確保いたしております。また、今回移転を予定している頴田高齢者福祉センターの部屋の改修等につきましては、９月下旬に受託業者の方の要望で移転先を決定いたしましたが、そのときに施設内を一緒に見て回り、改修等の要望を確認いたしました。そのときに空調機の整備を要望されましたので、令和６年度当初予算に６１万６千円を計上いたしております。

○議長（江口　徹）

　１４番　石川華子議員。

○１４番（石川華子）

　安全面で、移転先においての安全管理について教えてください。

○議長（江口　徹）

　保育課長。

○保育課長（日高政徳）

　移転先での安全管理につきましては、施設内の入り口から部屋の周りまで高齢者の方との共有スペースとなっておりますので、それぞれの利用者の方に安全に利用していただくよう周知していきたいと考えております。そのため、頴田子育て支援センターの部屋の中にいるときは、お子様には自由に遊んでいただきまして、部屋を出るときは、保護者の方に必ずお子様と手をつないで共有スペース等を利用していただきたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１４番　石川華子議員。

○１４番（石川華子）

　幾つか質問をさせていただきました。整理しますと、４月１日から頴田子育て支援センターを頴田高齢者福祉センターで１年間実施する。移転に伴う改修については、空調機を整備する、エアコンをつけるのみ。頴田交流センターも検討されましたが、年間を通して常時確保できる場所がないということ。安全管理については、保護者が子どもと必ず手をつないで来ることで対応するということですよね。

　しかし、今回この議案が出され、私自身、子育て支援センターで働いていた立場として、現地を確認し、受託されている団体の代表の方やスタッフの方からもお話を聞かせていただきました。その中で、このような対策で十分か、子育て親子が気軽に集い交流できる子育て支援の拠点となる場所を提供できるのか、とても疑問に感じました。先ほどの答弁で、「頴田高齢者福祉センターについては、適した部屋がない」と思われていた、私もそう思います。

　やはり、疑問が残りますので、幾つか審査要望いたします。

　まず１点目、安全管理についてです。この施設には浴場があり、月曜日から金曜日はお湯が張られています。子育て支援センターが移転予定の部屋から出たすぐ隣には脱衣場の入り口があり、のれんのみでドアなどの仕切りはありません。もし、子どもが走って女性用浴場に入ったとき、男性の保護者は子どもを追いかけるのをためらうと思います。また、逆もそうです。浴槽がある所に唯一、ドアがありますが、浴場が利用できる日は施錠されていません。子どもが溺れるなど、事故の可能性はないのでしょうか。移転予定の部屋の入り口は大きな全面ガラス扉です。ぶつかって割れるおそれがあり、不安でなりません。また、その扉の近くに大きな本棚もあります。登ったり、ぶつかったりして倒れる心配があります。トイレは、多目的トイレが設置されておりますが、子どもの利用を想定された設備ではなく、幼児用の便器や便座、おむつ交換台や幼児を座らせておくチェアなどの設備はありません。

　次に２点目、衛生管理です。移転予定の部屋の衛生面が心配です。窓や天井に雨漏りの跡、さらに壁紙の剝がれやカビが生えている箇所があります。床にも剝がれや汚れが目立ちます。乳幼児を直に寝かせたり、ハイハイするのには問題がないのでしょうか。

　以上の２点について、福祉文教委員会の皆様には、できれば委員会として現地を確認した上で、４月１日から頴田高齢者福祉センターの一室を頴田子育て支援センターとして運営することが妥当かどうか判断していただきたいと思います。

　また、今回議案提出に至るまでの経緯をお聞きしますと、市側、受託者側の意思疎通がうまくいっていないように思いました。双方に配慮不足の点があるのではないかと思います。行政側には受託者側、また関係者との協議の記録があると思いますので、その交渉の記録、また、現地写真等を提出いただいた上で、審査していただくようお願いいたします。

　私としては１年間の期間限定とはいえ、頴田高齢者福祉センターの一室を空調機のみの改修だけで頴田子育て支援センターを運営するのは危険であると思いますし、衛生面においてもとても懸念があります。もし万が一、子どもから目を離した隙に浴場に入って溺れたりしたら、ガラスが割れて破片が子どもに降り注いだり、本棚にぶつかって本棚の下敷きになったりしたら、誰が責任をとるのでしょうか。保護者でしょうか、支援センターを受託している団体の方々でしょうか、施設を貸与されているまちづくり協議会の方々でしょうか、それとも飯塚市でしょうか。不幸な事故が起きてからでは間に合いません。安心してセンターを運営できるように、各関係者がしっかり協議していただいて、学校や交流センター、児童館といった公共施設や民間施設での実施を改めて検討していただきたいと思います。

しかしながら、ほかの場所への変更ができない。頴田高齢者福祉センターで実施するという結論も考えられます。頴田高齢者福祉センターで実施するのであれば、仕様書にありますとおり、乳幼児の利用を念頭に置き、常に衛生管理の徹底及び安全管理に努めていただきたいです。

　今回の議案は、頴田子育て支援センターを頴田高齢者福祉センターに移転して運営するのを４月１日から施行する議案です。例えば、頴田交流センター別館（旧サンシャインかいた）の改修を少しずらして、それまでに頴田高齢者福祉センターを安全で衛生的な施設に改修した上で、子育て支援センターを移転してはいかがでしょうか。

○議長（江口　徹）

　１４番　石川華子議員、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできないとされておりますので、ご自身の意見については討論などで述べていただきますようお願いいたします。１４番　石川華子議員。

○１４番（石川華子）

　以上、長くなりましたが、子育て支援センターは飯塚市の未来を担う子どもたちとその保護者が利用する大切な施設です。委員の皆様には、利用者にどのような環境を準備するかという視点に立って、しっかり審査していただくようお願いいたします。以上で終わります。

○議長（江口　徹）

　質疑を終結いたします。

　「議案第２３号」から「議案第２５号」までの３件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

　「議案第２６号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　「廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」、し尿処理に関する値上げ議案ですね。改正理由について、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　環境対策課長。

○環境対策課長（小村慎次）

　し尿処理手数料につきましては、平成９年８月１日に改定を行って以降、現在まで２６年間見直しを行ってきておりません。その間、一般廃棄物の収集運搬業の許可業者においては、人件費や設備費の高騰等に対し、徹底したコスト削減、業務の効率化を図ってまいりましたが、健全な経営が困難な状況であるとして、令和元年８月２３日に飯塚市、嘉麻市、桂川町管内の全ての許可業者で構成する３つの組合より連名で、「し尿収集運搬料金改定のお願い」が提出されました。同時に、嘉麻市、桂川町にも提出されております。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、市町村の一般廃棄物の処理責任は、他社に委託して処理を行わせる場合でも、市町村が引き続き同様の責任を負うとされており、一般廃棄物の適正な運営処理が継続的かつ安定的に確保されるよう業の許可の運用を行うことが重要であるとされております。近年の燃料費や物価等の高騰を考えれば、本市のし尿収集運搬業務が継続的かつ安定的に運営していくためには、料金の改定をせざるを得ないと判断し、今回、本案を提出する運びとなった次第であります。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　経営の改善が主な視点なのか、それに含まれるかもしれませんけれども、賃上げを含む労働者の処遇改善が主な視点なのか、お尋ねをします。

○議長（江口　徹）

　環境対策課長。

○環境対策課長（小村慎次）

　人件費を含めた上で、経営の改善ということになりますので、両方の視点から見直しの必要があるというところでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　要望書を提出してもらって、委員会で丁寧に審査してもらいたいと思うんですけれども、値上げ幅の算定根拠についてはどういういうことか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　環境対策課長。

○環境対策課長（小村慎次）

　算定根拠につきましては、し尿処理手数料は、くみ取りを利用されている方がその収集運搬に係る経費を負担していただくということにしておりますので、し尿収集車両１台、１か月に係る人件費等を含めた経費、「売上総原価」と申しますが、そこから、し尿収集量１荷３６リットル当たりにつき、幾ら負担する必要があるかを基に、従量制１８リットル当たり及び人頭制１人当たりの料金を算出しております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　経過をお尋ねしようと思ったんですけれども、先ほど業者との関係は説明が既にありました。それで、業者の声は聞きましたと、それは大事なことだと思うわけですけれども、利用者というか、市民の声は、いつ、どういうふうに聞いたのか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　環境対策課長。

○環境対策課長（小村慎次）

　料金改定額を決定するまでの段階で、市民の方の意見を聞いておりません。しかしながら、本議会で承認をいただいた後は、速やかに市民の方に周知し、ご解をいただけるよう努めなければならないと考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　武井市政はそういうやり方を片峯市政から踏襲して本当によいかと。決めて、知らせる、従ってください。議会も賛成しましたと。水道料金を思い出すわけですけど、市民生活になくてはならないものについて、こういうやり方というのはどうでしょうかね。終わります。

○議長（江口　徹）

　質疑を終結いたします。

　「議案第２７号」については、質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

　「議案第２８号」について、１１番　川上直喜議員の質疑を許します。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　「中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例」ですね。制定理由に係る現状についてお尋ねしたいんですけれども、まず、代位弁済はどのようになっているか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

　令和５年度につきましては１件の代位弁済が発生しており、それに対しまして１２万６４５５円の損失補塡を行っております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　１市４町合併以降でと思うんですけれども、権利の放棄ということで、議会に議決を求めたことがありますか。

○議長（江口　徹）

　商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

　これまで債権を放棄した実績はございません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　議決を求めたことがあるかというふうに聞いたわけです。

○議長（江口　徹）

　商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

　議決を求めたことはございません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　地方自治法第９６条に定める権利の放棄について、議会の議決を得なければならないということになっているんだけど、これとの関係で、この条例は市長で議会の議決を待たずに処分することができるという条例になるわけですね。どうしてこういう条例を出したんですか。

○議長（江口　徹）

　商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

　今回の条例を整備する現状といたしましては、コロナ融資等により債務超過となる中小企業者の増加が見込まれますことから、国において令和４年３月に「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が制定されたことに伴い、中小企業者の事業継続と雇用の維持を後押しするため、独自融資制度を持ち、保証協会と損失補償を契約している自治体に、国からの要請に基づき関係条例の整備を行うものでございます。

　このガイドラインにおいては、将来において継続的に収入見込みがある債務者が、事業再生を目的として債務を圧縮することを求めることができます。ここで対象となります事業再生につきましては、準則型私的整理を行う中小企業者で、根拠法令に基づき制度化され、公正中立な第三者が関与して作成される事業再生計画のみが対象となります。この債務圧縮に伴います事業再生計画の承認に当たっては、求償権の放棄が必要となります。本市としましても、事業再生計画が提出されてから約１か月程度で承認等を判断する必要がございますので、本来であれば、債権の放棄でございますので議会の議決が必要となる事項ですが、国からの要請でもございます条例に特別な定めを行い、自治体の長限りで求償権放棄の承認が行えるように本条例を制定するものでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　国の要請ということがありましたけど、国が要請しても市民のためにならないものはならないわけで、どういうメリットがあるわけですか。議会に議決を求めずに、市長において処分する。そのメリットはどこにあるんですか。

○議長（江口　徹）

　商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

　メリットと申しますのは、金融機関と公正中立な第三者によって事業再生計画を作成いたします。その作成に市の債権放棄の承認が必要になりますので、その間が１か月しかございません。そのため、事業再生計画をスピーディーに行う上で、メリットがございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　それは迅速性、スピード感のことを言っているわけですね。それだけですか。

○議長（江口　徹）

　商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

　今回、放棄できる債権としましては、ガイドライン等による準則型私的整理に取り組む事業者で、公正中立な第三者が関与し作成した債務圧縮を伴う事業再生計画を、保証協会が応諾し、日本政策金融公庫の承認を得て、市が承認する過程がございます。その点でも公正中立性を保った事業再生計画が出来上がるというメリットがあると思います。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　厳しい局面に立って、倒産・廃業ではなくて再生していこうという場合、スピード感が要るよねというのは分かりますよね。

　それともう一つは、これはあなた方が言うところなんでしょうけど、匿名性ですよ。議会に議決案件で出てきた場合、どうしても人の知るところになって、そして、せっかく再生しようというふうにしているのに、こういうことらしいよということで、不利益になる危険もありますというのを、国は言っているわけですよね。これについて、議会の権限とどういう関係になるのかという問題はあろうかと思います。

それから、公平性のことについて言われましたけど、例えば、かなり大きな金額の回収金を、市長が一存で権利放棄するということになってくると、その辺の公平性とか透明性が担保されにくいのではないかというのがあるわけですよ。それについては、先ほど認定機関のことを言われたんですけれども、市長にそこまで任せていいのかというところについては、どう思いますか。

○議長（江口　徹）

　商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

　繰り返しの答弁となりますが、この事業再生計画の承認に当たっては、作成の段階から公正中立な第三者が関与して作成されます。それを経て、保証協会なりが応諾、また日本政策金融公庫の承認も必要となりますので、その承認を得て、市に承認の依頼が来ます。それをもって、そこまで審査、承認の過程を経ていますので、市長の判断の限りでできるものとは考えておりません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　公平性の担保の一つの柱になると思うけれども、放棄する回収金に上限を設けるとかいうようなことは大事ではないかなという気もしますけども、そこは検討したことがありますか。

○議長（江口　徹）

　商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

　上限と申しますのも、今回、対象となる融資制度につきましては、令和２年度に実施しました貸付金が対象になっております。その際、法人に対しましては３００万円を限度、個人事業主に対しましては１５０万円を限度として貸し付けておりますが、実際、市が損失補償、保証協会が代位弁済した後に損失補償することになりますけども、それは大体その融資額、滞った額の１割になります。それを限度として、市のほうは判断したいと思っております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　分かりました。質問を終わります。

○議長（江口　徹）

　質疑を終結いたします。

　「議案第２９号」から「議案第３７号」までの９件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

　本案３５件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

　提出されております請願が２件あります。請願文書表に記載しておりますとおり、「請願第５号」及び「請願第６号」、以上２件は、いずれも議員定数のあり方に関する調査特別委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

　以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　３時１３分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２４名　）

１番　　江　口　　　徹

２番　　兼　本　芳　雄

３番　　深　町　善　文

４番　　赤　尾　嘉　則

５番　　光　根　正　宣

６番　　奥　山　亮　一

７番　　藤　間　隆　太

８番　　藤　堂　　　彰

９番　　佐　藤　清　和

１０番　　田　中　武　春

１１番　　川　上　直　喜

１２番　　田　中　英　美

（　欠席議員　　３　名　）

１６番　　土　居　幸　則

２２番　　秀　村　長　利

２６番　　瀬　戸　　　元

１３番　　田　中　裕　二

１４番　　石　川　華　子

１５番　　永　末　雄　大

１７番　　吉　松　信　之

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２３番　　小　幡　俊　之

２４番　　金　子　加　代

２７番　　坂　平　末　雄

２８番　　道　祖　　　満

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　二　石　記　人

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　林　　　里　美

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

書記　　宮　山　哲　明

◎　説明のため出席した者

市　　　　　長　　武　井　政　一

副市長　　久　世　賢　治

副市長　　藤　江　美　奈

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　東　　　剛　史

市民協働部長　　小　川　敬　一

市民環境部長　　福　田　憲　一

経済部長　　兼　丸　義　経

福祉部長　　長　尾　恵美子

都市建設部長　　大　井　慎　二

教育部長　　山　田　哲　史

公営競技事業所長　　樋　口　嘉　文

経済政策推進室長　　早　野　直　大

福祉部次長　　林　　　利　恵

都市建設部次長　　臼　井　耕　治

都市建設部次長　　中　村　　　章

企業局次長　　今　仁　　　康

スポーツ振興課長　　瀬尾善忠

医療保険課長　　鐘ヶ江　孝　二

環境対策課長　　小　村　慎　次

公営競技事業所副所長　　木村尊治

経済政策推進室企業誘致担当主幹　　柴田康弘

商工観光課長　　原　野　正　俊

保育課長　　日高政徳

企業管理課長　　田中善広

上水道課長　　大庭宗嗣

農業土木課長補佐　　中　野　幾一郎